

資料 3

# 中央区環境行動計画2023(仮称)

素案②

令和4年8月



# 中央区環境行動計画2023目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1-1	計画策定の背景と目的	1
(1)	国内外の動向	1
(2)	区のこれまでの取組と計画策定の目的	6
1-2	計画の位置づけと役割	8
1-3	計画の期間	9
1-4	計画の構成	10

## 第2章 現状と課題

2-1	地域の概況	12
(1)	位置・地勢に関すること	12
(2)	人口・世帯数の推移	13
(3)	区内の事業所の特徴	14
(4)	土地利用に関すること	15
(5)	交通手段に関すること	16
2-2	地域の環境に関する動向	20
(1)	温室効果ガス排出量・エネルギー消費に関すること	20
(2)	気象現象等の変化に関すること	24
(3)	ごみ収集量・資源回収量の推移	29
(4)	緑・水辺環境に関する状況の推移	31
(5)	大気・水質に関する調査	33
(6)	環境活動および区民・事業者等の意識変化	35
2-3	前計画の取組結果の振り返り	43
(1)	基本目標1 低炭素社会	43
(2)	基本目標2 循環型社会	44
(3)	基本目標3 自然共生社会	45
(4)	基本目標4 安全安心な社会	46
(5)	基本目標5 学びと行動の輪(わ)	47
2-4	地域の環境に関する課題	48
(1)	気候変動(緩和)	48
(2)	気候変動(適応)	48
(3)	資源循環・廃棄物	48
(4)	自然環境	49
(5)	生活環境	49
(6)	学びと行動	49

# 中央区環境行動計画2023目次

## 第3章 環境像と基本目標

3-1	望ましい環境像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	「水とみどりにかこまれ 地球にやさしく 未来につなぐまち ゼロカーボンシティ 中央区」	
3-2	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
(1)	基本目標の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
(2)	本計画とコネフィットの関連性・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
(3)	SDGsへの貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
(4)	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	基本目標1 脱炭素社会 ～地球にやさしいまちづくり～	
	基本目標2 気候変動適応社会 ～気候変動の影響を防止・軽減するまちづくり～	
	基本目標3 循環型社会 ～限りある資源を大切にすまちづくり～	
	基本目標4 自然共生社会 ～水とみどりにかこまれた豊かなまちづくり～	
	基本目標5 安全安心な社会 ～安心とやすらぎが実感できるまちづくり～	
	基本目標6 学びと行動の輪(わ) ～みんなで環境活動に取り組むまちづくり～	
3-3	指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59

## 第4章 基本目標達成のための施策

4-1	施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
4-2	施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63

## 第5章 計画の進捗管理

5-1	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
5-2	進捗管理 (PDCA サイクル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85

### ◆本計画の図表について

- ・ 本計画で掲載している図表のうち、出典が中央区の資料については出典資料の記載を省略しています。
- ・ 脚注:「※」と記載しています。
- ・ 補足等の説明:「◎」と記載しています。

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1-1 計画策定の背景と目的

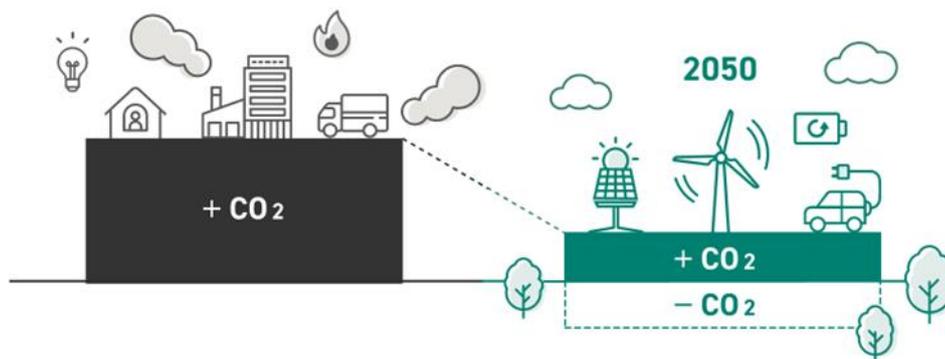
### (1) 国内外の動向

#### 1) 脱炭素社会への転換

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

平成 27(2015)年開催の「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)」では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げたパリ協定が国際条約としてはじめて採択されました。また、平成 30(2018)年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」では、CO<sub>2</sub>排出量を令和 32(2050)年頃に正味ゼロとすることが必要とされていると報告されるなど、世界各国でカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

さらに、令和3(2021)年開催の「気候変動枠組条約第 26 回締約国会議(COP26)」で採択されたグラスゴー気候合意には、「1.5℃に抑える努力を追求することを決意する」と明記され、「1.5℃」が事実上の共通目標となりました。



資料：脱炭素ポータル

図 1-1 カーボンニュートラルのイメージ図

国は令和2(2020)年に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。これを踏まえ、令和 12(2030)年度の温室効果ガスの削減目標を平成 25(2013)年度比で 46%削減すること、さらに、50%の高みへ挑戦を続けていくことが示されました。また、令和 32(2050)年までのカーボンニュートラルの実現を明記した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(改正温対法)」が、令和4(2022)年に施行されました。

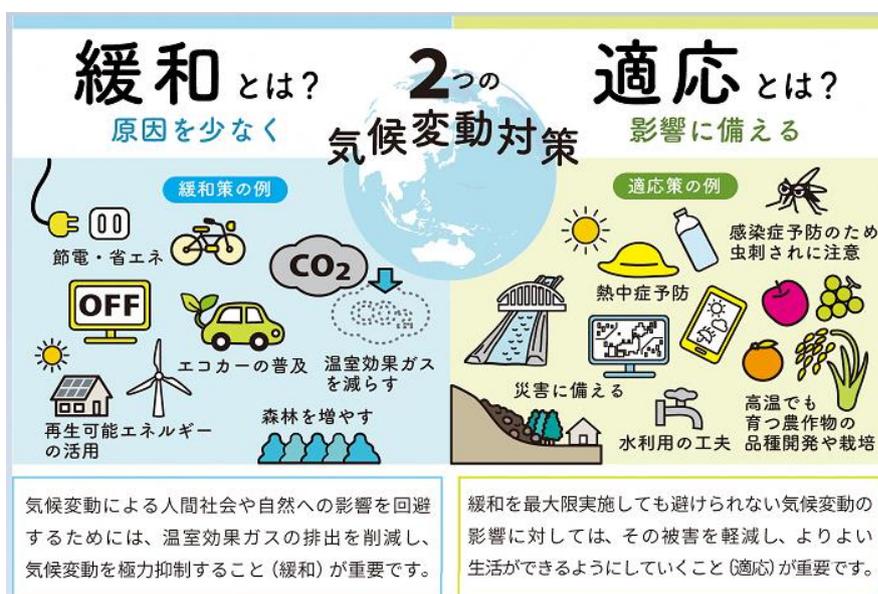
東京都は令和元(2019)年に 2050 年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを宣言するとともに「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、平均気温の上昇を 1.5℃に抑え、令和 32(2050)年にCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた具体的な取組およびロードマップをまとめました。そして令和3(2021)

年には都内の温室効果ガス排出量を令和 12(2030)年までに、平成 12(2000)年比で 50%削減する「カーボンハーフ」を表明し、令和4(2022)年2月に「2030 年カーボンハーフに向けた取組の加速 -Fast forward to “Carbon Half”-」を策定しました。

こうしたカーボンニュートラルの流れの中で、本区を含めた 749 の地方公共団体が「ゼロカーボンシティ」の表明をしています(令和4(2022)年6月末時点)。

## 2)気候変動への適応

COP26 では、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロおよびその経過点である 2030 年に向けて野心的な緩和策およびさらなる適応策を締約国に求めることが決定され、行動を加速させる必要があることが示されました。



資料:気候変動適応情報プラットフォーム

図 1-2 気候変動対策における緩和策・適応策

国内では、平成 30(2018)年に気候変動の影響による被害の防止・軽減対策推進のために国、地方公共団体、事業者、国民が担うべき役割を明確化する「気候変動適応法」が施行されました。

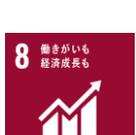
それを受け、東京都は令和3(2021)年に「東京都気候変動適応計画」を策定し、この計画に記載された取組は「東京都気候変動適応計画アクションプラン 2022」として令和4(2022)年度から3年間の取組予定として示されています。また、東京都は都内における気候変動影響および気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析および提供並びに技術的助言を行う拠点として、「東京都気候変動適応センター」を令和4(2022)年に設置しました。

### 3)「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」

平成 27(2015)年の国連サミットですべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」は、開発途上国向けであった「ミレニアム開発目標(MDGs)」の後継として定められた国際目標です。SDGsでは、すべての国が取り組むべき目標として 17 のゴールと 169 のターゲットが定められています。これらの目標達成には各国政府の取組だけでなく、地方公共団体や企業、市民の一人一人の行動が求められており、さまざまな取組が進められています。令和元(2019)年に改定された「SDGs実施指針」では、日本の8つの優先課題が示されており、「省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境保全」のような環境分野の課題が含まれています。

#### 【SDGs実施指針改定版 8つの優先課題】

- 1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- 2 健康・長寿の達成
- 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- 5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- 7 平和と安全・安心社会の実現
- 8 SDGs実施推進の体制と手段

 <p><b>1. 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p><b>2. 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p><b>3. すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p><b>4. 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p><b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p><b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p><b>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p><b>8. 働きがいも 経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
 <p><b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p><b>10. 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p><b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p><b>12. つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p><b>13. 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p><b>14. 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p><b>15. 陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p><b>16. 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p><b>17. パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	

資料：外務省「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ 仮訳」

図 1-3 SDGsの 17 ゴール

#### 4)第五次環境基本計画

国は平成30(2018)年に、「SDGs」や「パリ協定」等の国際情勢を踏まえた、環境政策の方向性を定める「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。この計画では、複数分野をまたぐ6つの「重点戦略」(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定し、環境政策による経済・社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決の実現、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことを目指しています。

その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進することを示しています。



資料：環境省「第五次環境基本計画」

図 1-4 地域循環共生圏のイメージ図

#### 5)新型コロナウイルス(COVID-19)感染症

世界規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により、我が国では令和2(2020)年4月に緊急事態宣言が発出されました。3密(密閉・密集・密接)を避けることなどが求められ、時間差通勤やテレワーク、ワーケーション等、新しい生活様式や働き方が提唱されました。

新型コロナウイルス感染症により後退した経済の回復と気候変動対策等を融合させ、持続可能な経済社会の実現を目指す「グリーンリカバリー」を意識した景気刺激策が各国で打ち出されています。

## (2) 区のこれまでの取組と計画策定の目的

このような状況のなか、平成 30(2018)年3月に区が策定した「中央区環境行動計画 2018」が令和4(2022)年度末をもって前期期間が満了となりました。この間、一般廃棄物処理基本計画をはじめとする、区内関連計画の改定が行われました。これらの内容を反映させるとともに、国内外の情勢変化や令和3(2021)年3月に表明した「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策をより強力に進めていく必要があります。

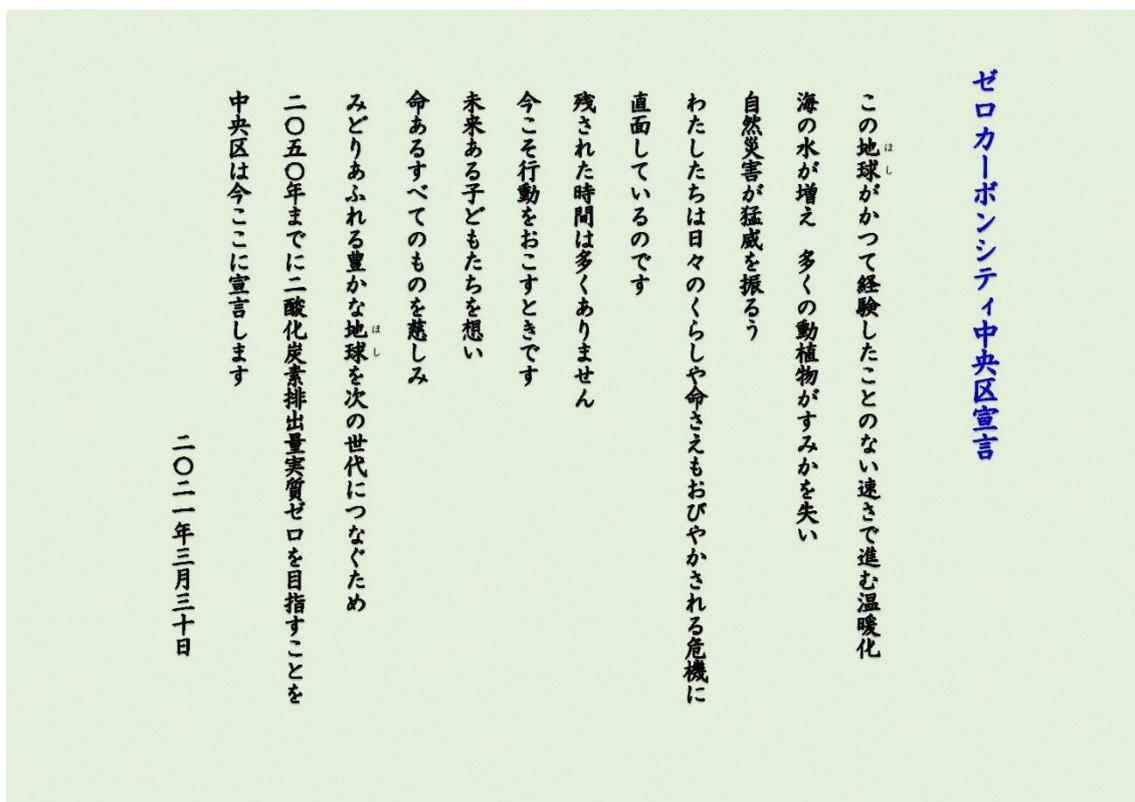


図 1-5 ゼロカーボンシティ中央区宣言

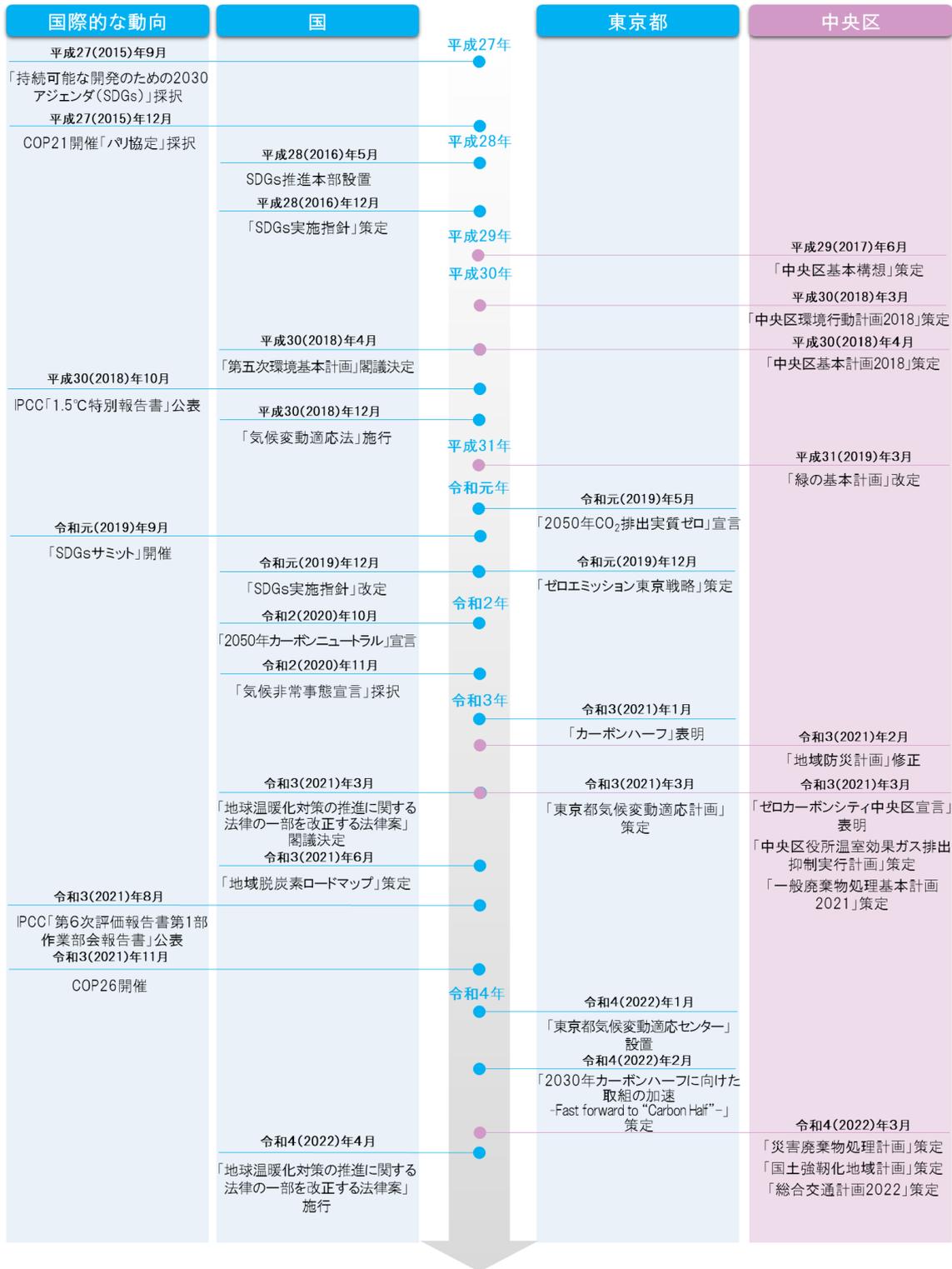


図 1-6 近年の環境に関する主なできごと

## ◆ 1-2 計画の位置づけと役割

本計画は、環境基本法に基づき策定する計画です。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」および気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」も含んでおり、「中央区基本構想」および「中央区基本計画」を環境施策の側面から補完するものです。なお、「地方公共団体実行計画(区域施策編)」に基づく削減目標や施策・取組等については別冊で詳細を掲載します。「地域気候変動適応計画」に基づく施策・取組は、後述する基本目標2に該当します。

そのため、区の施策を環境という視点から体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業との整合・連携を図りながら、環境保全に関する基本的方向を示すものです。



図 1-7 計画の位置づけイメージ

### ◆ 1-3 計画の期間

令和5(2023)年度から令和 14(2032)年度までの 10 年間とし、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5カ年を「前期」、令和 10(2028)年度から令和 14(2032)年度までの5カ年を「後期」とします。前期終了後には中間評価を実施するとともに、計画期間中であっても社会状況の変化に応じて、計画の見直しを行います。地方公共団体実行計画(区域施策編)に該当する部分については、目標年度である令和 12(2030)年度をもって見直しを行います。

## ◆ 1-4 計画の構成

本計画で目指す「望ましい環境像」や各章等、本計画の構成を図示します。

### 【本編】



本計画は、本編と別冊による2部構成とします。

本編では、本計画の位置づけや役割等の基本的な考え方のほか、現状と課題を整理した上で、本区が実現を目指す望ましい環境像と6つの基本目標を設定します。さらに、基本目標の達成に向けて施策を設定するとともに、計画の進捗管理の手法を整理します。

本編に付属する資料編は、その内容を補足する位置づけです。本計画策定において実施した調査結果および策定経過に関する事項、用語解説を整理します。

別冊においては、脱炭素社会の実現に向けて、着実に取組を推進するため、ロードマップや地球温暖化対策(緩和策)に関わる具体的な取組等を詳細に掲載します。

構成	掲載内容
本編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の基本的な考え方</li> <li>・現状と課題</li> <li>・環境像と基本目標</li> <li>・基本目標達成のための施策</li> <li>・計画の推進管理</li> </ul>
[付属] 資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央区環境行動計画推進委員会の設置について</li> <li>・本計画策定までの経過について</li> <li>・本計画策定に伴う意識調査について</li> <li>・気候変動将来予測および影響評価について</li> <li>・環境用語集</li> </ul>
別冊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本区の二酸化炭素の排出状況と課題</li> <li>・二酸化炭素排出量の削減目標と考え方</li> <li>・脱炭素社会に向けたロードマップ</li> <li>・気候変動(緩和策)に関する施策・取組</li> <li>・各施策の二酸化炭素排出量の削減効果</li> <li>・各主体の取組</li> </ul>

## 第2章 現状と課題

### 2-1 地域の概況

#### (1) 位置・地勢に関すること

本区は、図 2-1に示すように、東京 23 区(以下「23 区」という)のほぼ中央に位置し、5 区(墨田・江東・千代田・港・台東)と接しています。面積は約 10.115km<sup>2</sup> で、東京都総面積の約 0.5%、区部総面積の約 1.6%を占め、23 区では2番目に小さな面積となっています。また、東は隅田川、北は神田川、南は東京湾に臨み、区内には日本橋川や亀島川等が流れており、水域面積は区全体の面積に対して約 18%を占めています。

大部分の土地は、江戸時代以降の埋め立てによりできたため、起伏は少なく傾斜は非常に緩慢となっています。

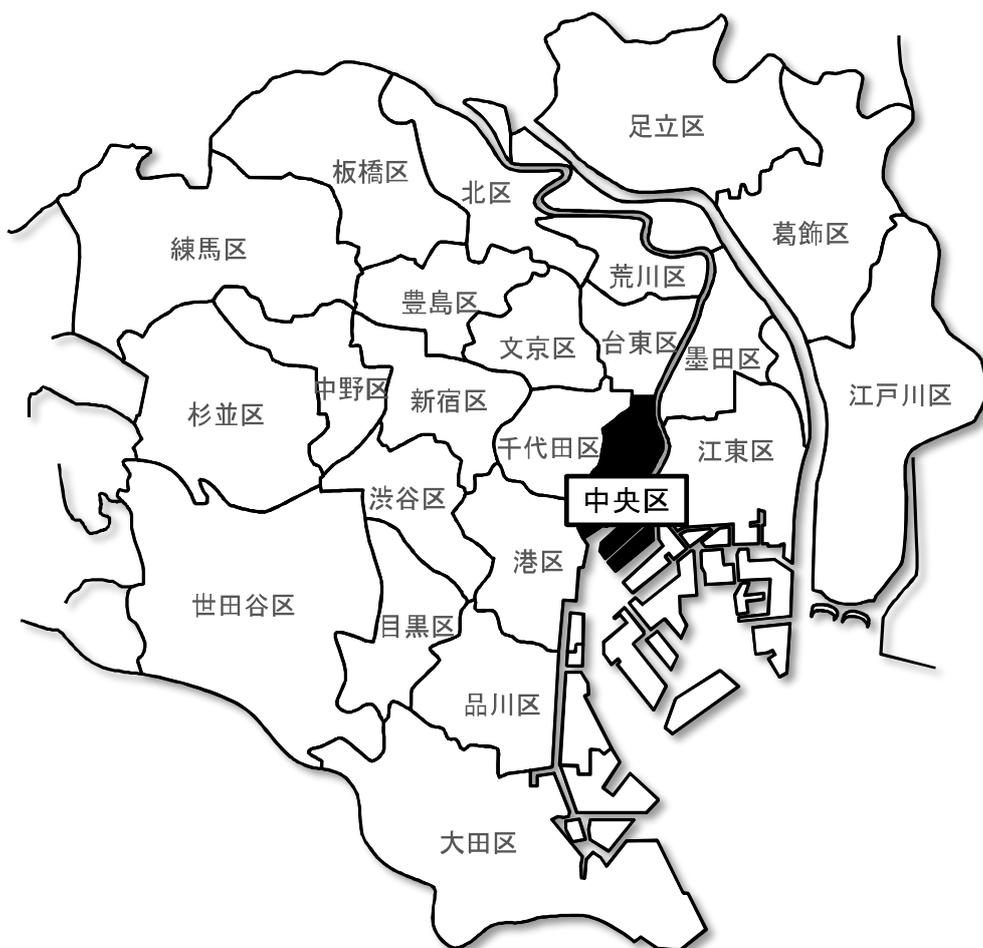


図 2-1 中央区の位置

## (2) 人口・世帯数の推移

本区の人口および世帯数は、近年増加傾向にあり(図 2-2)、令和4(2022)年1月1日現在で、人口は171,419人、世帯数は96,535世帯となっています。今後も人口増加が続くと見込まれます(図 2-3)。

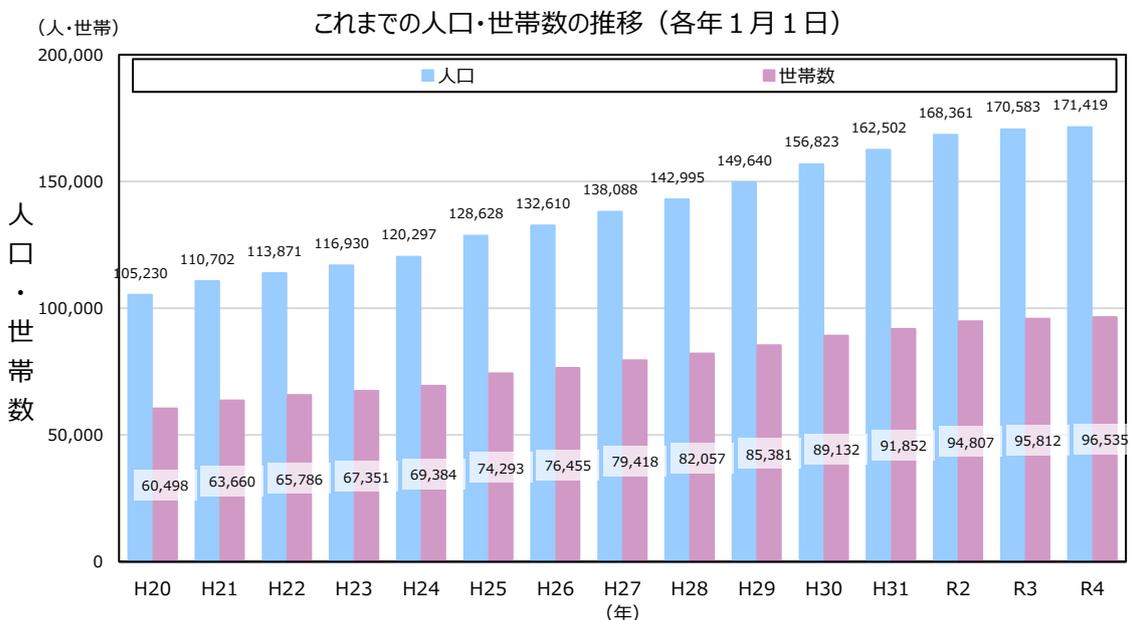


図 2-2 これまでの人口・世帯数の推移(各年1月1日)

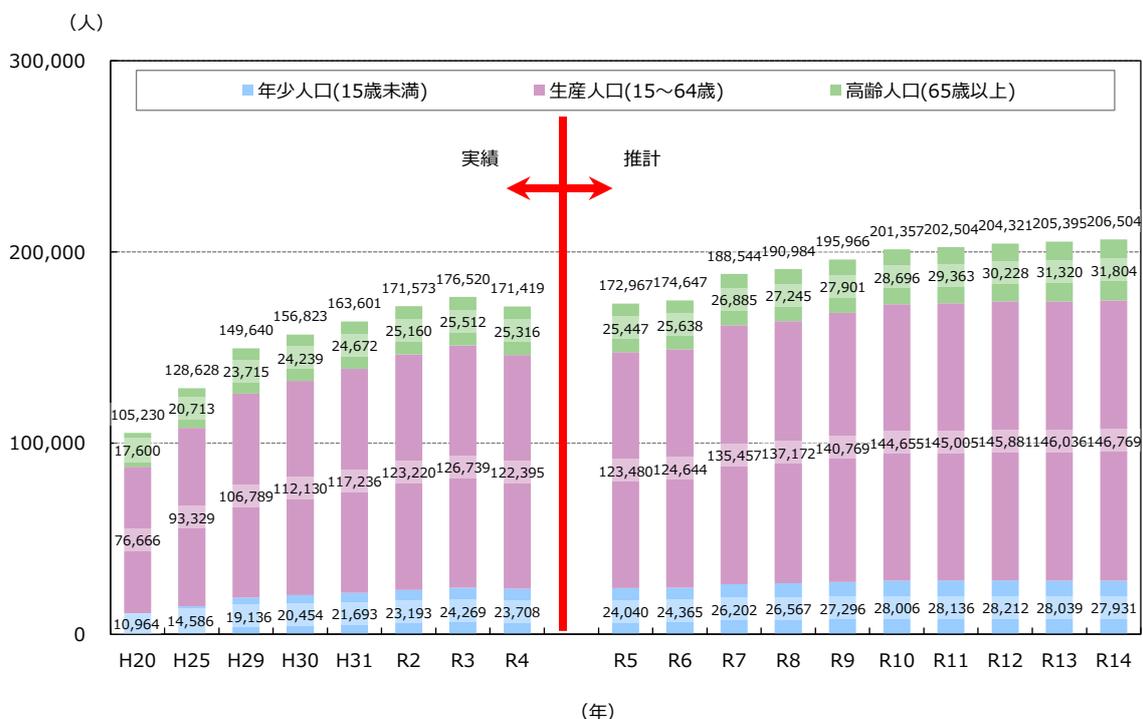


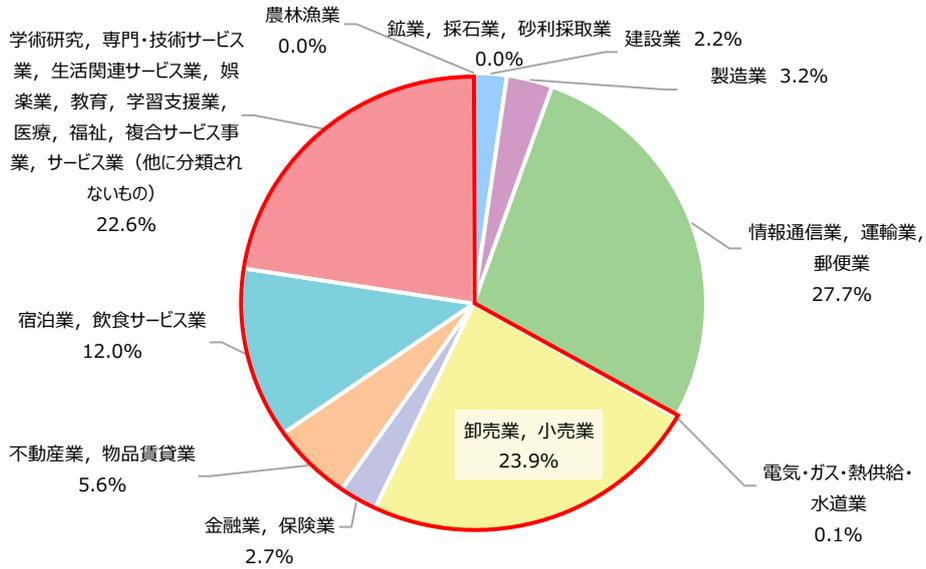
図 2-3 今後10年間の予想年齢区分別人口(各年1月1日)

◎ 各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

### (3) 区内の事業所の特徴

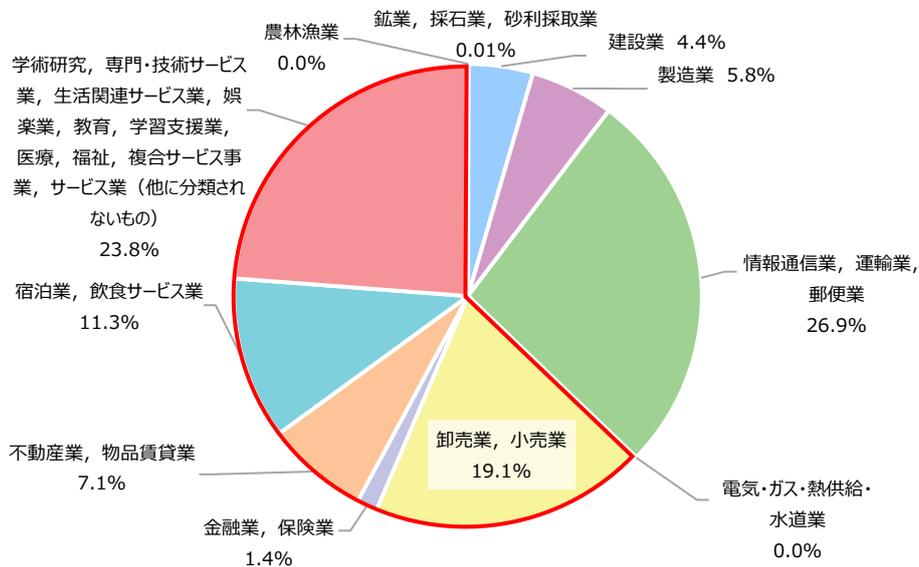
図 2-4に示すように、業種別の事業所数割合を見ると、「卸売業、小売業」が 30.2%と最も高く、次いで、「宿泊業、飲食サービス業」となっています。

卸売業、小売業の割合が 23 区(図 2-5)よりも高いのは、区の歴史的背景から問屋や流通関係の会社が古くから存在していたことによるものと考えられます。



資料：平成 28 年経済センサス基礎調査

図 2-4 業種別の事業所数割合(中央区)



資料：平成 28 年経済センサス基礎調査

図 2-5 業種別の事業所数割合(23 区)

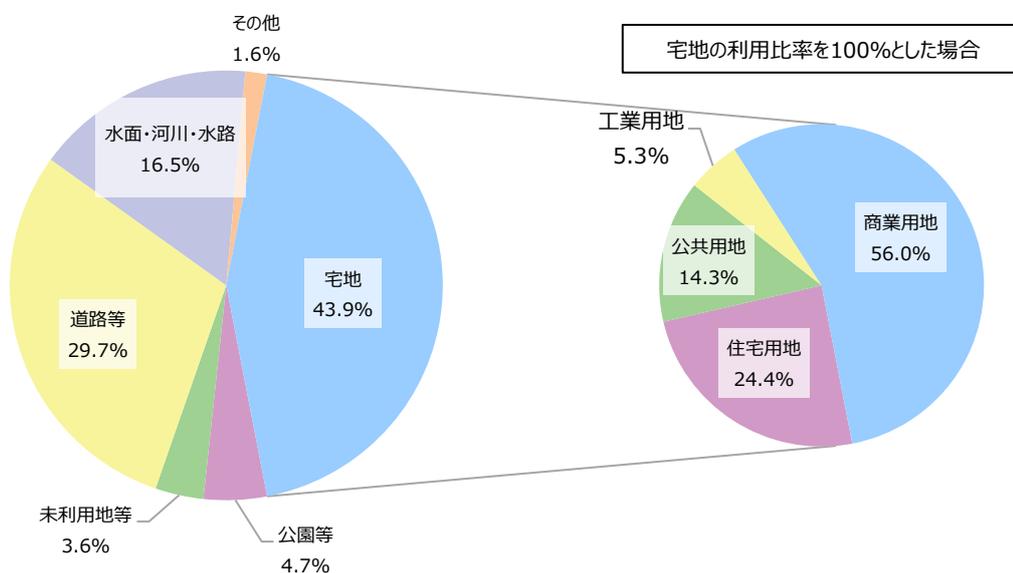
#### (4) 土地利用に関すること

本区の土地利用面積の割合は、「宅地」が43.9%と最も高く(図2-6左)、宅地の利用比率を100%とした場合、商業用地56.0%、住宅用地24.4%、公共用地14.3%、工業用地5.3%となっています(図2-6右)。

なお、商業用地の比率は、23区中、最も高く、千代田区(45.7%)、港区(36.9%)がこれに続いています。

また、水面・河川・水路の比率も16.5%と、23区中、最も高く(図2-6左)、江東区(12.6%)、江戸川区(10.8%)がこれに続き、都内随一の水辺空間を誇っています。

本区は、江戸時代から多くの市場や問屋が集積し、さまざまな商いを行う流通の中心地として発展してきたとともに、明治時代には、日本橋に金融機関や証券取引所等が開設され、現在に至るまで、経済の中心地として機能しています。



資料：東京の土地利用 平成28年東京都区部

図 2-6 土地利用面積の割合

## (5) 交通手段に関すること

区の鉄道利用者および江戸バス利用者は、いずれも平成30(2018)年度まで増加傾向にありましたが、令和元(2019)年度に減少に転じ、令和2(2020)年度には利用者数の最も多かった平成30(2018)年度比で鉄道利用者は36.5%減(図2-7)、江戸バスの利用者は35.0%減(図2-8)となりました。

令和2(2020)年度の公共交通の利用者数の大幅な減少には、新型コロナウイルス感染症の拡大が影響していると思われます。

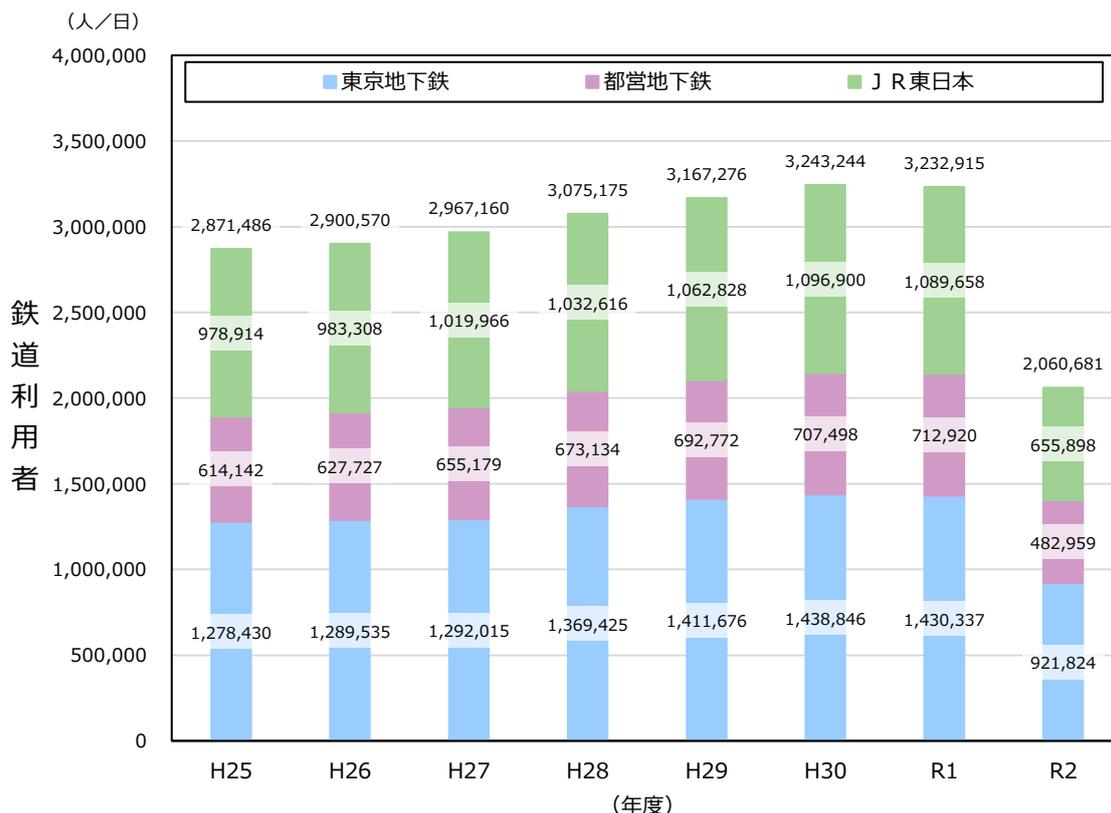


図 2-7 鉄道の1日平均乗降人員の推移

◎ JR東日本は、乗車人員から乗降人員を算出

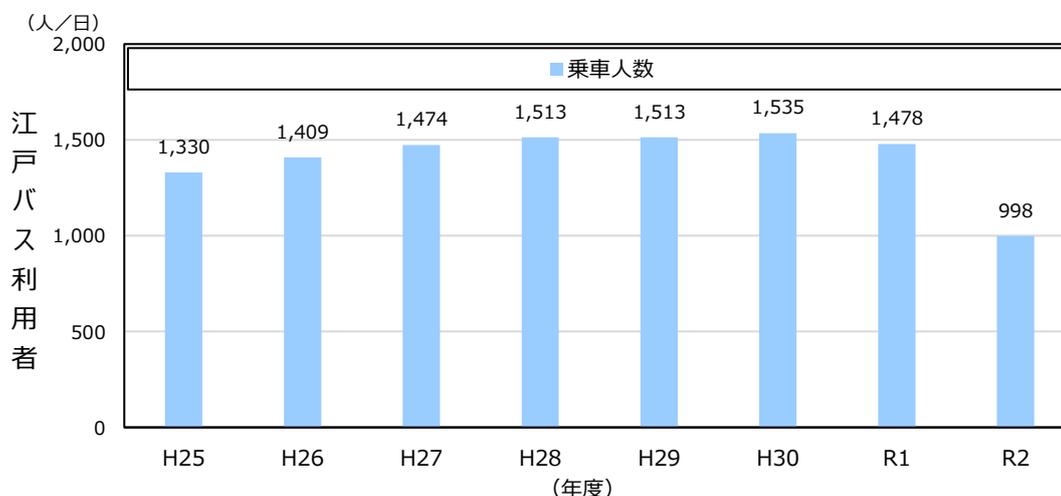
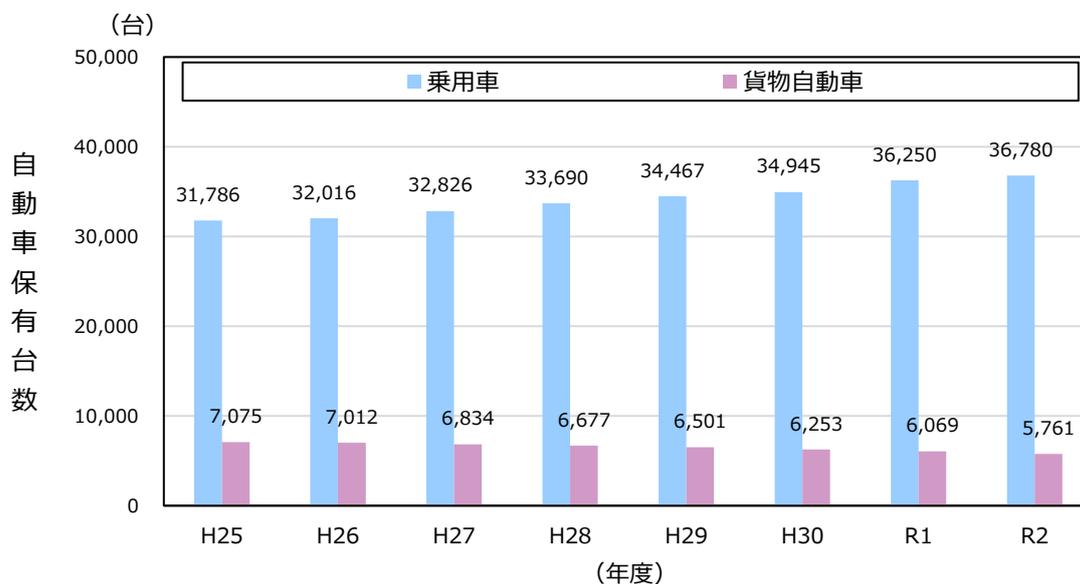


図 2-8 江戸バスの1日平均乗客人数の推移

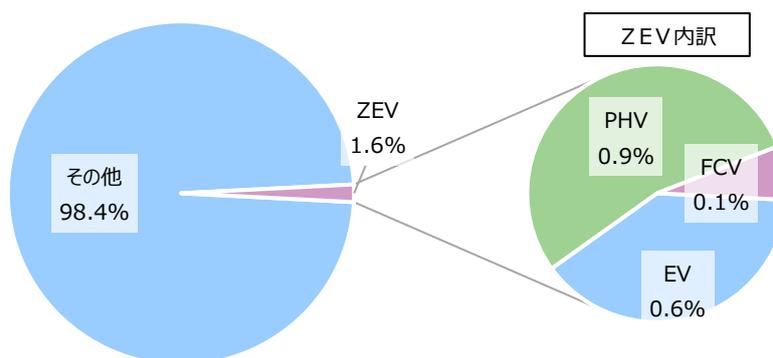
区の自動車保有台数は、図 2-9に示すように、乗用車が減少することなく増加しており、令和2(2020)年度の乗用車保有台数は平成 25(2013)年度比で 15.7%増加しました。一方、貨物自動車は減少し続けており、令和2(2020)年度の貨物自動車保有台数は平成 25(2013)年度比で 18.6%減少しました。



資料：東京都統計年鑑

図 2-9 中央区の自動車保有台数(乗用車・貨物自動車)の推移

東京都の乗用車新車販売台数に占めるゼロエミッションビークル(ZEV)の割合は、図 2-10 に示すように約 1.6%となっており、その内訳は、電気自動車(EV)が約 0.6%、プラグインハイブリッド車(PHV)が約 0.9%、燃料電池自動車(FCV)が約 0.1%となっています。



資料：一般社団法人日本自動車販売協会連合会「自動車登録統計情報」

図 2-10 東京都の乗用車新車販売台数に占めるゼロエミッションビークル(ZEV)の割合 (平成 30(2018)年度)

区では、平成 27(2015)年 10 月以降、コミュニティサイクル事業を行っています。東京都内 13 区(千代田・中央・港・新宿・文京・江東・品川・目黒・大田・渋谷・中野・杉並・練馬)のすべてのサイクルポートで貸出・返却をする広域相互利用が可能となっており、サービス開始から、コミュニティサイクルの利用回数とサイクルポート数は増加しています。令和 4(2022)年4月時点で、本区では区内全域に 68 カ所(休止中含む)のサイクルポートが設置されています(図 2-11)。

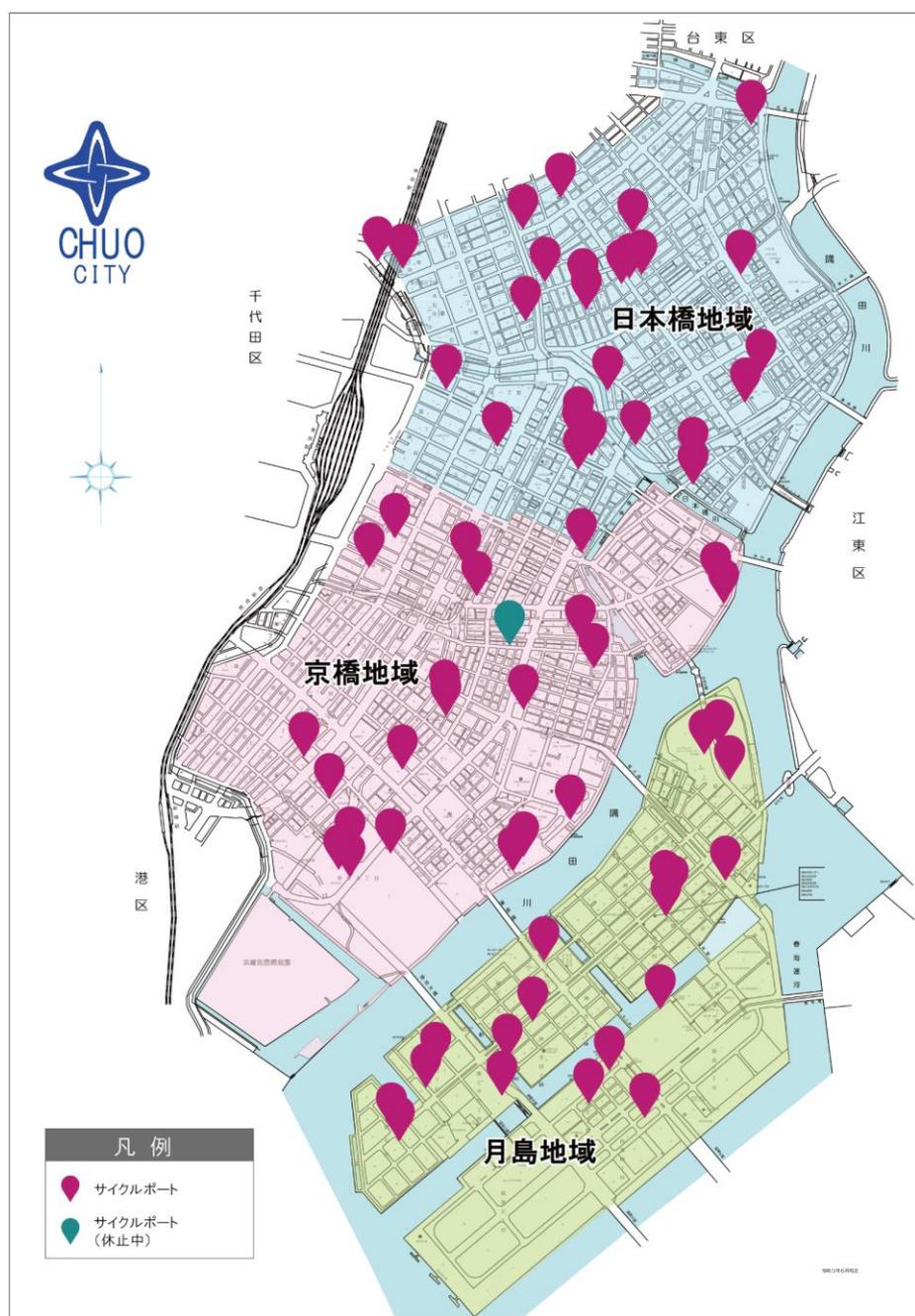
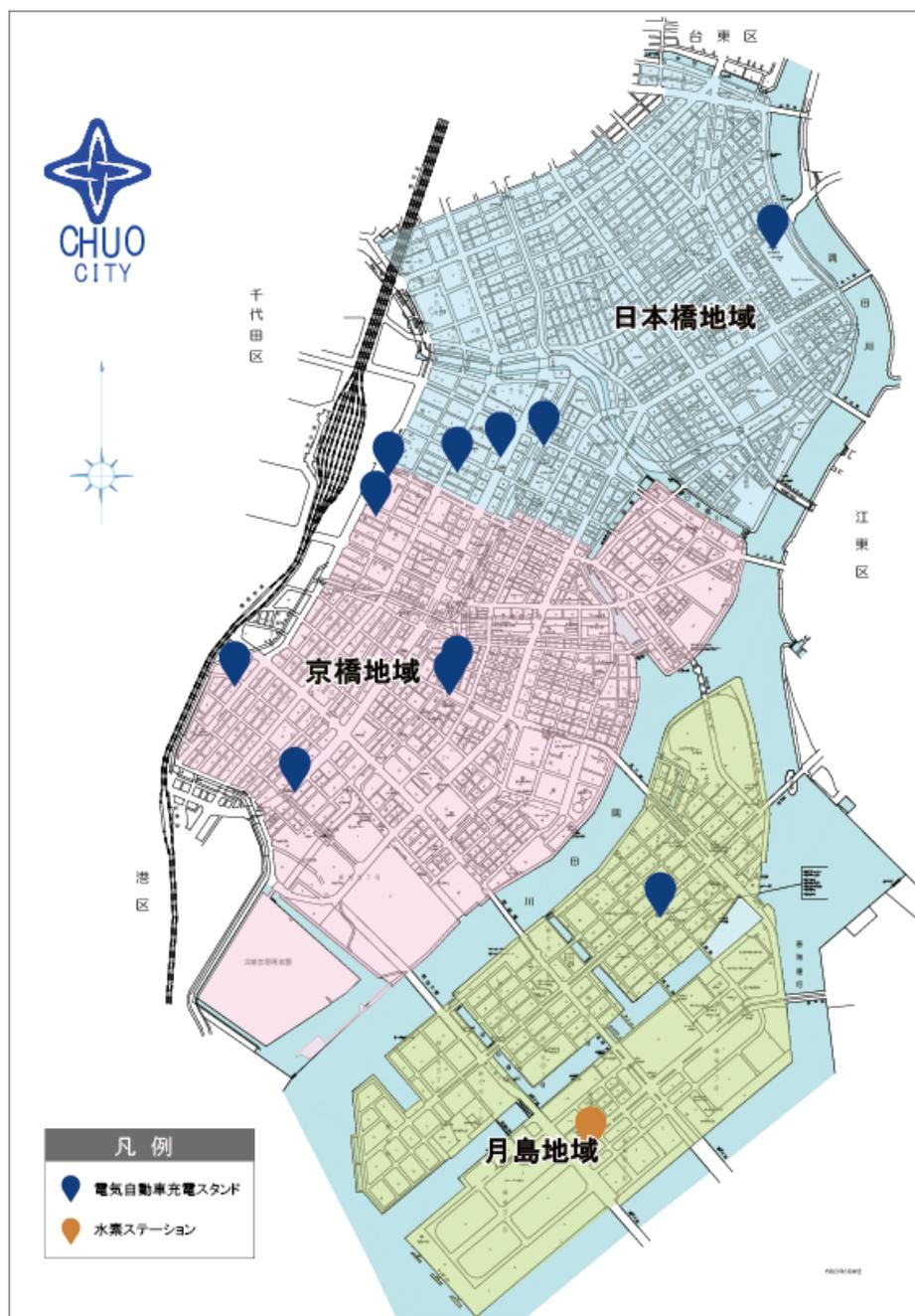


図 2-11 中央区内のサイクルポート位置図(令和4(2022)年4月時点)

電気自動車充電スタンド(EVスタンド)は、日本橋地域、京橋地域、月島地域の区営駐車場に設置しているものを含め 11 カ所あります。また、水素ステーションが月島地域に1カ所あります(令和4(2022)年4月時点)(図 2-12)。



資料: CHAdeMO 協議会ホームページ

図 2-12 中央区のEVステーションおよび水素ステーション位置図  
(令和4(2022)年4月時点)

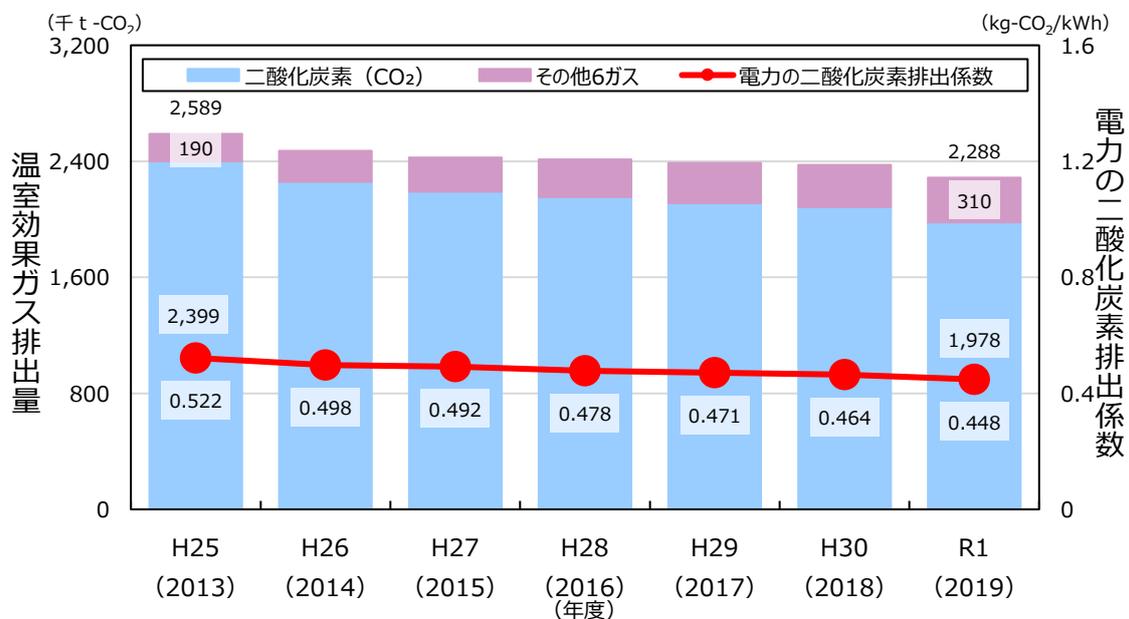
## ◆ 2-2 地域の環境に関する動向

### (1) 温室効果ガス排出量・エネルギー消費量に関すること

エネルギー消費量は産業部門をはじめとした、いくつかの部門に分けて整理しています。産業部門には農林漁業、鉱業、建設業、製造業が含まれます。民生家庭部門は家庭でのエネルギー消費を表しています。民生業務部門には卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、教育、医療等が含まれます。運輸部門には自動車や鉄道等の運輸業が含まれます。

#### 1) 区内の温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量は、図 2-13 に示すように、平成 25(2013)年度以降、減少傾向にあります。令和元(2019)年度の二酸化炭素排出量については、基準年度である平成 25(2013)年度と比較すると 17.5%減となっています。



資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-13 中央区の温室効果ガス排出量の推移

## 2)部門別エネルギー消費量(23区全体との比較)

令和元(2019)年度における、区内のエネルギー消費量の部門別割合は、図 2-14 のとおりです。23区全体の量(図 2-15)と比較すると、民生業務部門では、1.6倍以上であり、事業所と連携した省エネルギー対策が重要となっています。

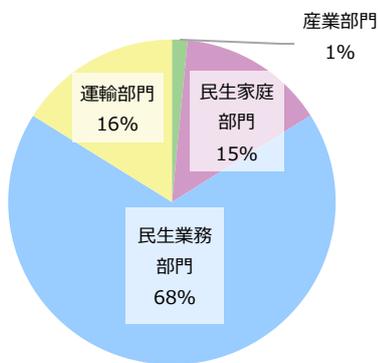


図 2-14 部門別エネルギー消費量 (中央区)

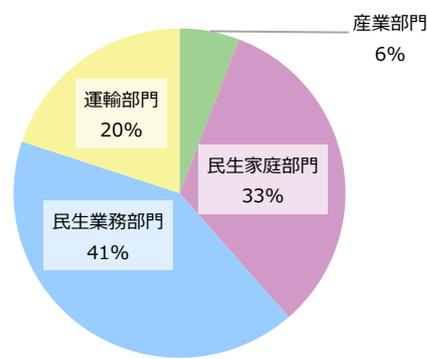
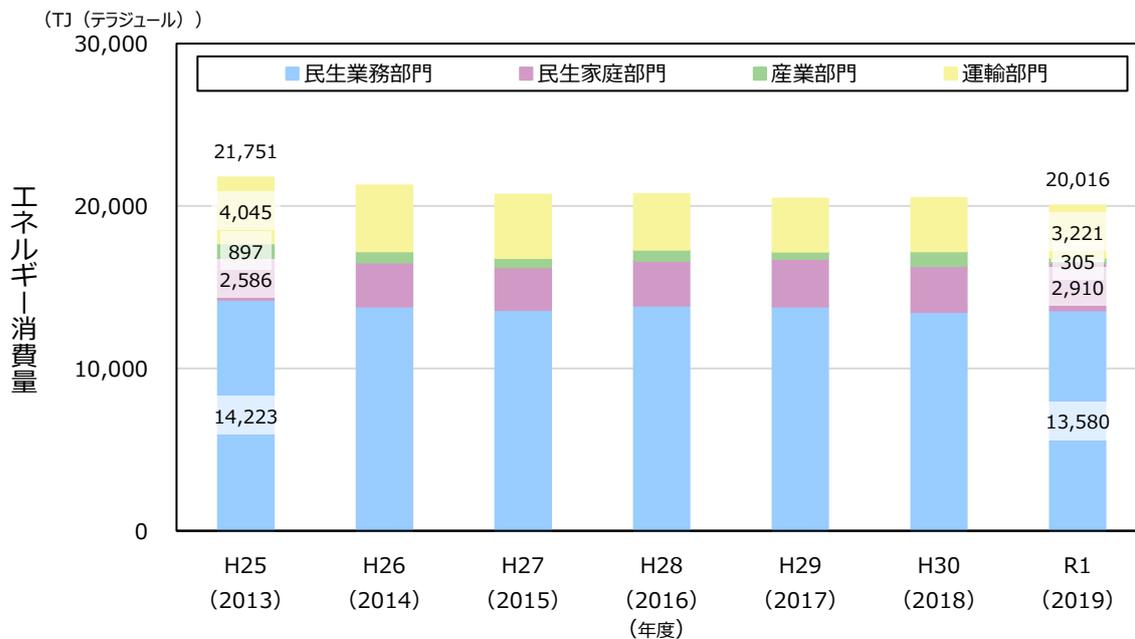


図 2-15 部門別エネルギー消費量 (23区)

資料:特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

## 3)エネルギー消費量の推移

区内のエネルギー消費量は、図 2-16 に示すように、減少傾向にあり、令和元(2019)年度は、平成 25(2013)年度比で 8.0%減となっています。部門別に見ると、民生業務部門は 4.5%、運輸部門は 20.4%、産業部門は 66.0%の減になっているものの、民生家庭部門においては、12.5%の増加となっています。



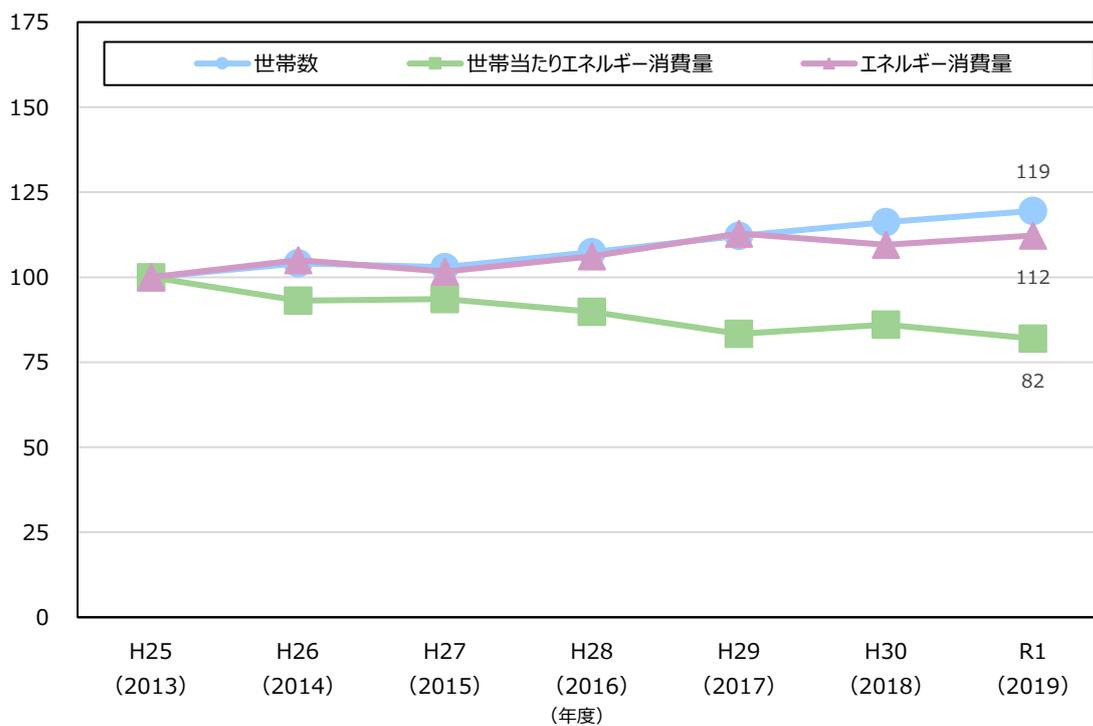
資料:特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-16 エネルギー消費量の推移

#### 4) 民生家庭部門における世帯数とエネルギー消費量

民生家庭部門におけるエネルギー消費量は、図 2-17 に示すように、世帯当たりで見ると、平成 25(2013)年度に比べ、18.0%の減少になっています。住宅の省エネ性能の向上や省エネ家電の普及、平成 23(2011)年3月の東日本大震災後の節電の取組とその定着等により、世帯当たりのエネルギー消費量は減少してきています。

(H25を100として)

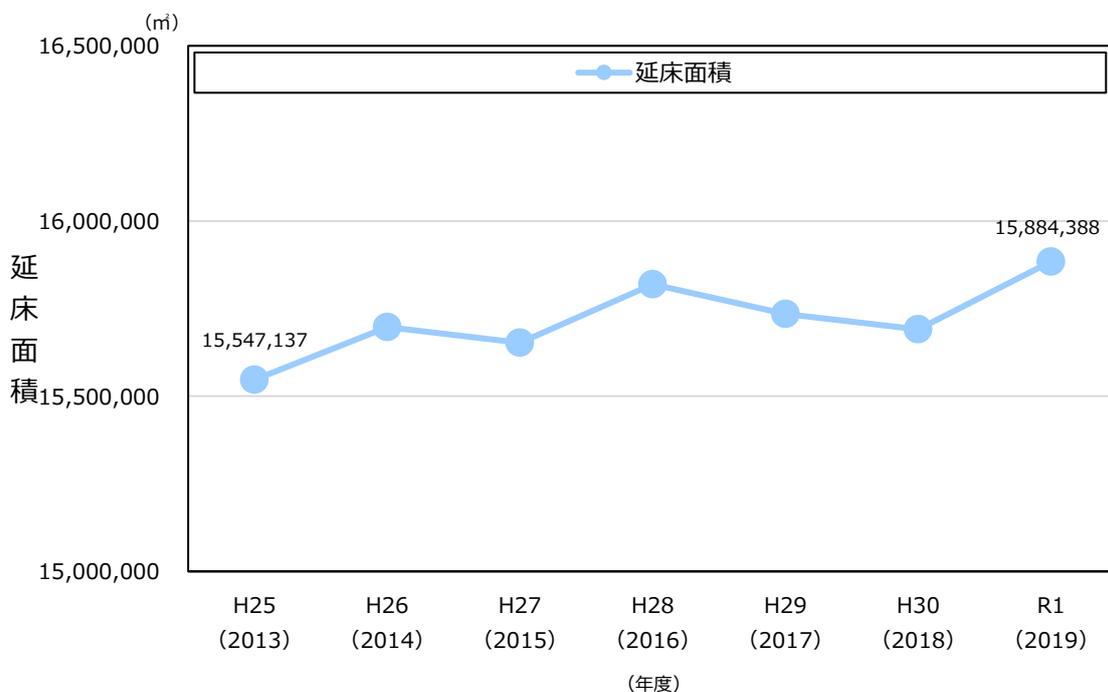


資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-17 民生家庭部門における世帯当たりのエネルギー消費量

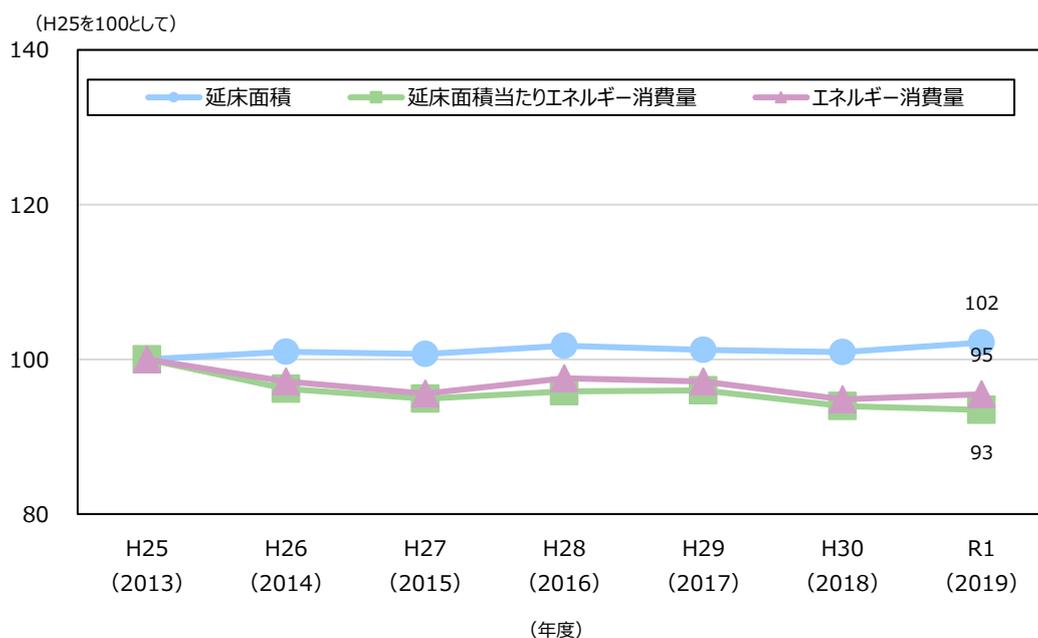
### 5) 民生業務部門における延床面積とエネルギー消費量

民生業務部門における延床面積は、図 2-18 に示すように、平成 25(2013)年度以降、緩やかに増加しているものの、延床面積当たりのエネルギー消費量で見ると、7.0%の減少となっています。民生家庭部門と同様、建物の省エネ性能の向上や設備更新、平成 23(2011)年3月の東日本大震災後の節電の取組とその定着等により、延床面積当たりのエネルギー消費量が減少してきているものと考えられます(図 2-19)。



資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

図 2-18 延床面積の推移



資料：特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

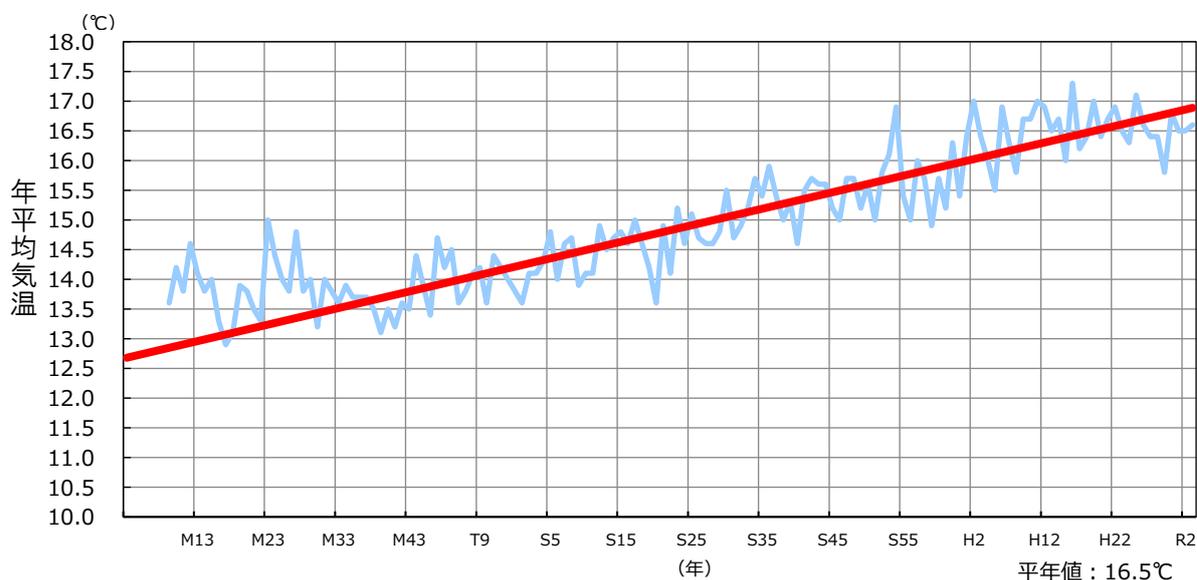
図 2-19 民生業務部門における延床面積当たりのエネルギー消費量

## (2) 気象現象等の変化に関すること

### 1) 気温

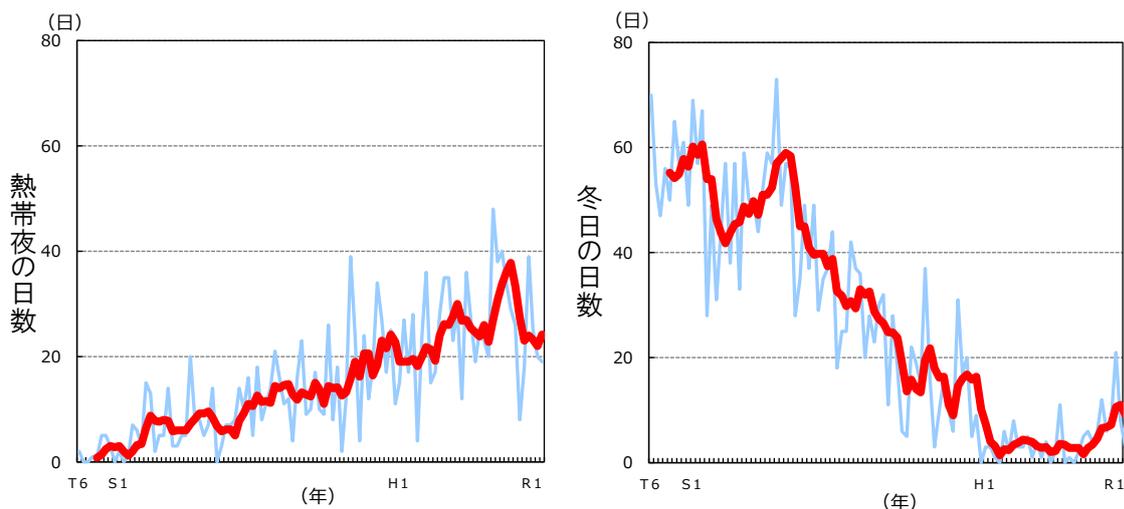
東京の年平均気温は年々上昇傾向にあり(図 2-20)、熱帯夜は増加傾向にある一方、冬日は減少傾向です(図 2-21)。また、地球温暖化による気温上昇は、河川の水温上昇をも招き、水質を悪化させる可能性があると考えられています。

なお、東京における気温上昇の要因には気候変動の影響のほかに、ヒートアイランド現象があるといわれており、熱帯夜の増加はヒートアイランド現象が原因の一つと考えられています。ヒートアイランド現象とは、ビルやアスファルト等の熱の吸収、エアコン等の人工的な熱の放出、緑地の不足等により、都市部での気温が周囲より高くなる現象で、大気中の二酸化炭素等の温室効果ガスが増えることで気温が上昇する地球温暖化とは、気温上昇の要因が異なります。



資料: 気象庁統計資料(東京観測所)

図 2-20 東京における年平均気温の経年変化(明治9(1876)~令和3(2021)年)



資料：気象庁統計資料(東京観測所)

図 2-21 東京における熱帯夜<sup>※1</sup>(左)と冬日<sup>※2</sup>(右)の日数の推移(過去100年)  
(赤線…5年移動平均)

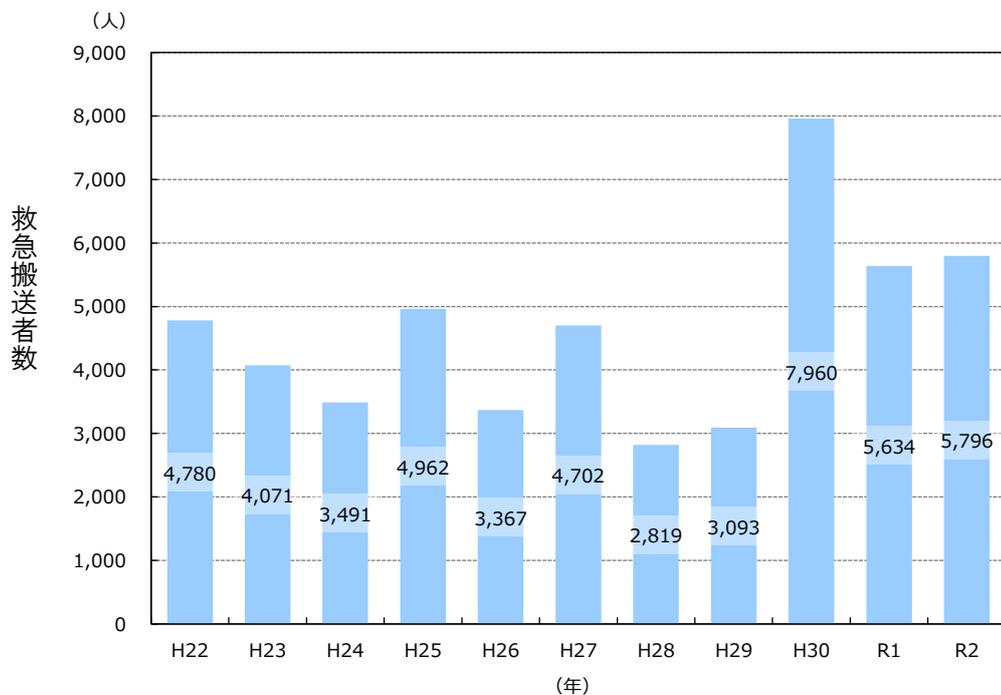
※1 熱帯夜…最低気温 25℃以上

※2 冬日…最低気温 0℃未満

◎ 両日数とも、区単位のデータがないため、気象庁(東京観測所)のデータによります。

◎ 冬日(12月から翌年2月)については、平成29(2017)年のみ12月から翌年1月までとしました。

なお、年平均気温上昇を背景に、東京消防庁管内では、過去11年間(各年6月～9月)に、50,675人が熱中症により救急搬送されています(図2-22)。

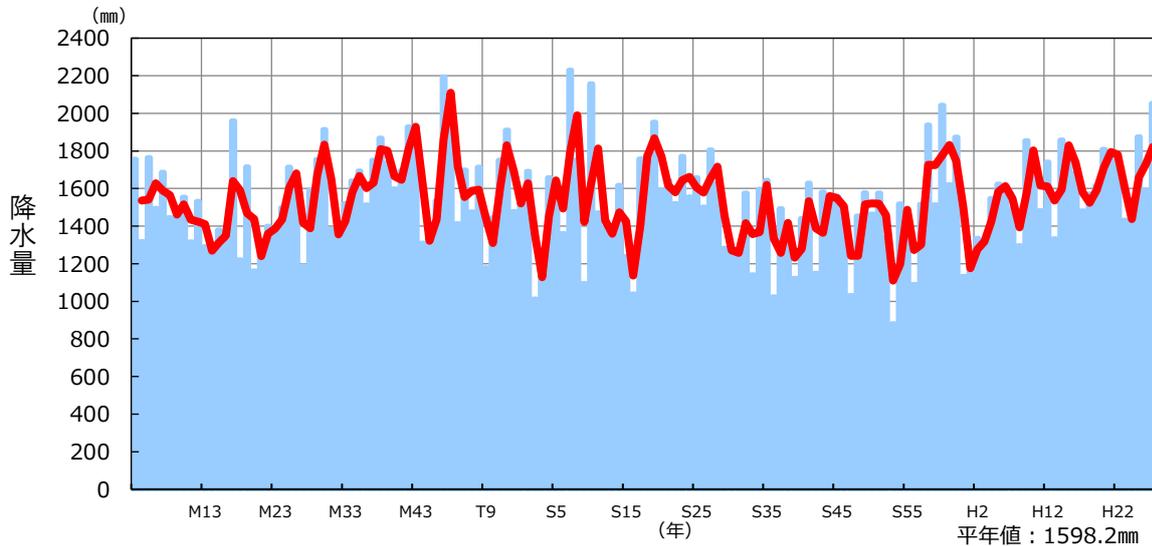


資料：東京消防庁

図 2-22 東京における熱中症による救急搬送状況(各年6月～9月)

## 2)降水量

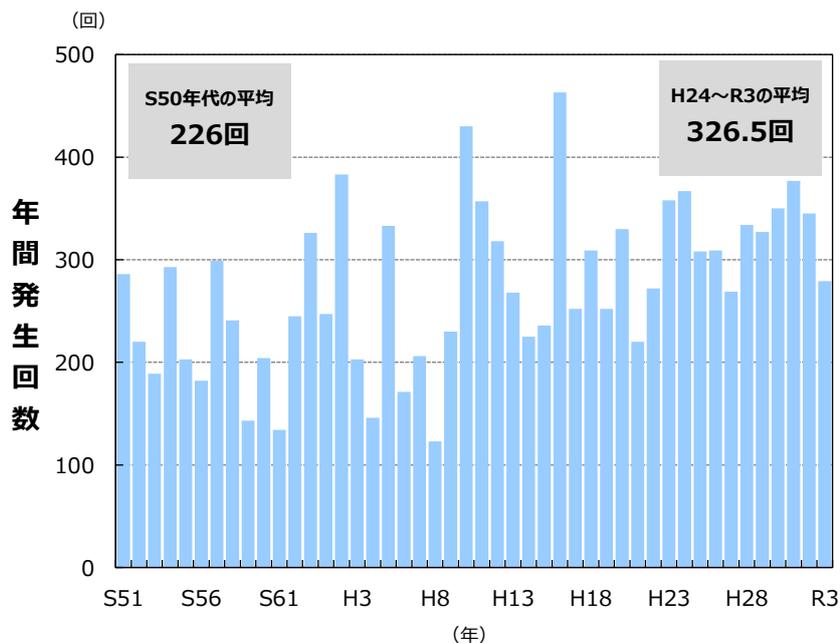
東京の降水量は、年によってばらつきがあるものの、平成3(1991)年から令和2(2020)年まで 30 年間の平年値は 1598.2mm となっており、大きな変化は見られません(図 2-23)。



資料: 気象庁統計資料(東京観測所)

図 2-23 東京における年降水量の経年変化(明治9(1876)～令和3(2021)年)

全国 1,300 地点における、1時間に 50mm以上の大雨が降る頻度は、昭和 50 年代と平成 24(2012)年～令和3(2021)年の 10 年間の平均回数と比較すると、44.5%増加しています(図 2-24)。

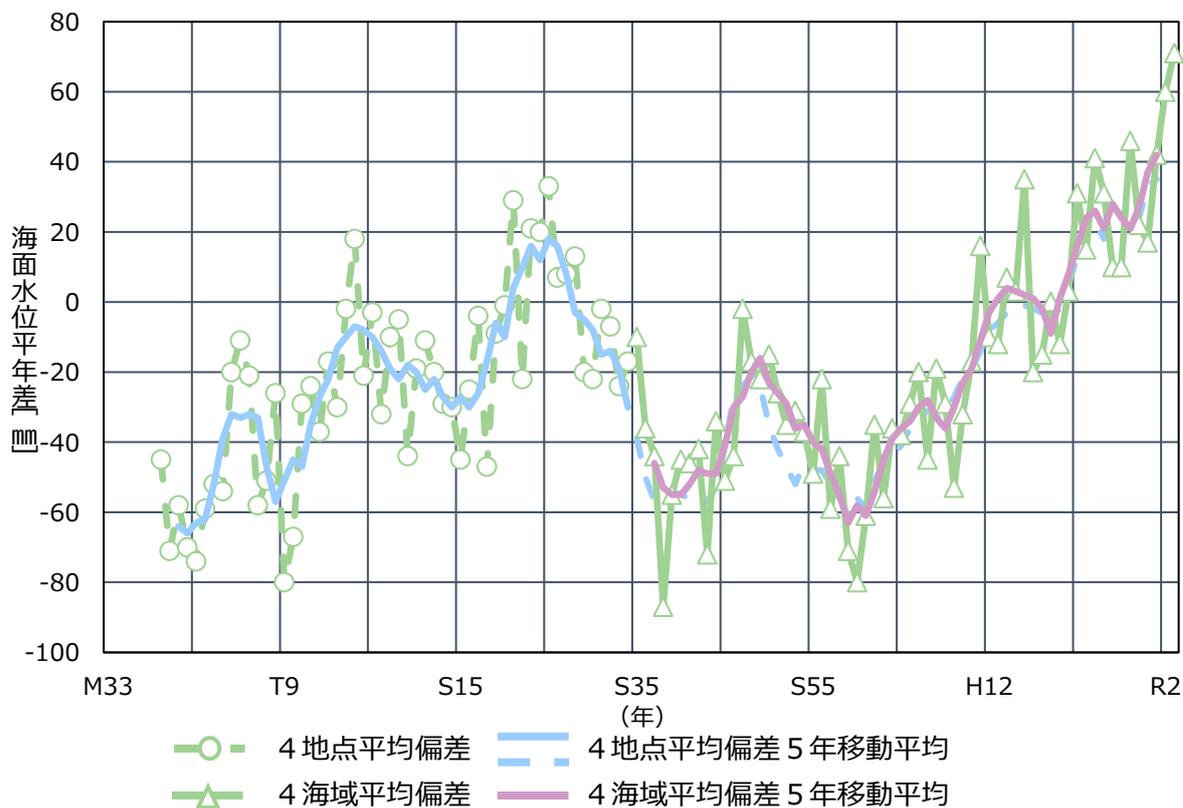


資料: 気象庁統計資料

図 2-24 1時間降水量 50mm 以上の年間発生回数(1,300 地点当たり)

### 3)海面水位

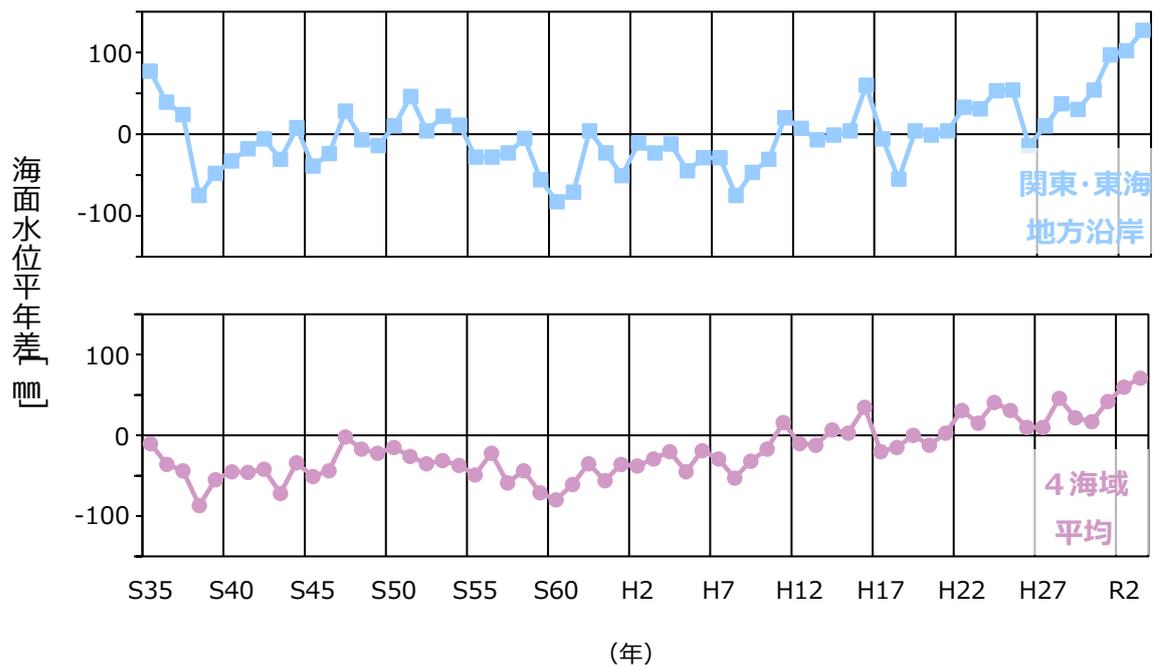
日本沿岸の海面水位は、昭和 55(1980)年以降については上昇傾向が見られます(図 2-25)。関東・東海地方の沿岸では、平成 18(2006)～平成 30(2018)年にかけて 4.9mm 海面水位が上昇しており、世界平均 3.7mmや全国の海域平均 2.9mm を上回る割合で上昇しています(図 2-26)。



資料：気象庁

図 2-25 日本沿岸の海面水位変化(明治 39(1906)～令和3(2021)年)

- ◎ 明治 39(1906)年から昭和 34(1959)年までは、地点ごとに求めた年平均海面水位の年平均差を4地点で平均した値の水位を示しています。
- ◎ 昭和 35(1960)年以降については、日本周辺をⅠ：北海道・東北地方の沿岸、Ⅱ：関東・東海地方沿岸、Ⅲ：近畿～九州地方の太平洋沿岸、Ⅳ：北陸～九州地方東シナ海沿岸の4海域に分類し、海域ごとに求めた年平均海面水位の年平均差の平均値の水位を示しています。グラフは、平成3(1991)年から令和2(2020)年までの期間で求めた年平均値を基準としています。
- ◎ 青破線は4地点平均の年平均差の5年移動平均値を後半の期間について求めた値で、参考として示しています。



資料：気象庁

図 2-26 関東・東海地方沿岸および4海域平均の海面水位変化  
(昭和35(1960)～令和3(2021)年)

### (3) ごみ収集量・資源回収量の推移

#### 1) ごみ収集量

区内のごみ収集量<sup>※</sup>は、令和2(2020)年度は平成25(2013)年度比で、3.1%増となっています。また、区民一人一日当たりの家庭系ごみの収集量も平成25(2013)年度比で、6.4%増となっています。(図2-27)。令和元(2019)年度に実施したごみ排出実態調査の結果から、家庭系ごみの比率が上昇したことが要因として考えられます。

※ ごみ収集量…区収集の燃やすごみ・燃やさないごみおよび粗大ごみの合計

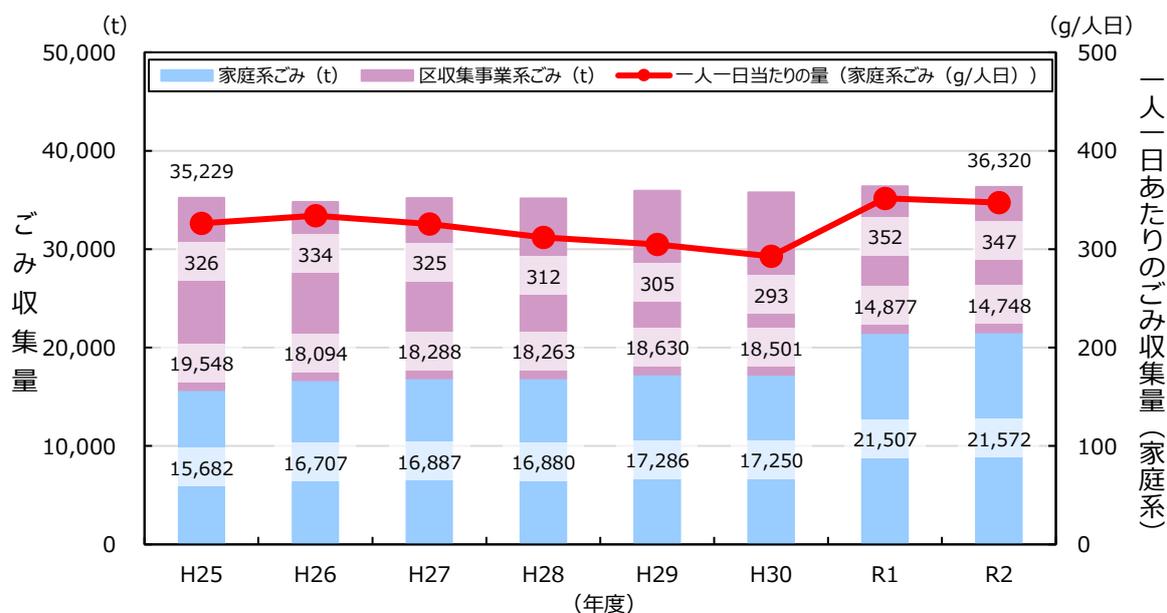


図2-27 家庭・事業系別区収集ごみ量・区民一人一日当たりごみ量の推移

- ◎ 家庭系ごみと事業系ごみの内訳は、「中央区ごみ排出実態調査」(平成26(2014)年度および令和元(2019)年度実施)に基づき按分しました。
- ◎ 燃やさないごみは令和2(2020)年度から資源化しています。(ごみ収集量として計上)

なお、事業系ごみは、家庭系ごみを含めた区収集ごみの40.6%を占め、さらに収集運搬業者等の持込ごみを加えた合計量は区全体のごみ量の72.7%にもなります。多くの小規模な飲食店を抱える本区は、事業所における紙類の資源化だけでなく、食品廃棄物等の発生抑制・資源化も推進していく必要があります。

## 2)資源回収量

区内の資源回収量は、人口増の影響により、令和2(2020)年度は平成 25(2013)年度比で 15.2%増となっていますが、人口一人一日当たりの資源回収量は、同年度比で 10.5%減となっています(図 2-28)。これは3R運動におけるリデュース(発生抑制)・リユース(再使用)の促進や新型コロナウイルス感染症の拡大、新聞等の発行部数減少、スチール・アルミ缶、ペットボトル等資源物の軽量化等が要因として考えられます。

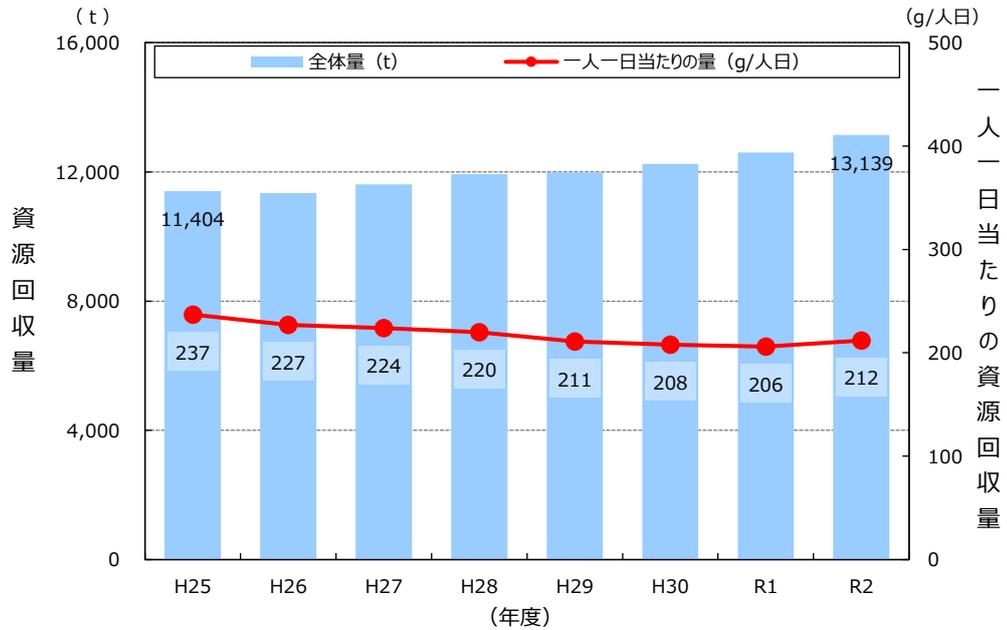


図 2-28 資源回収量の推移

◎ 燃やさないごみは令和2(2020)年度から資源化している。(ごみ収集量として計上)

## (4) 緑・水辺環境に関する状況の推移

### 1) 緑被率

区内の緑被率は、平成 29(2017)年度に実施した「緑の実態調査」の結果、図 2-29 に示すように、10.7%となり、昭和 61(1986)年度の調査以降、常に増加傾向にあります。

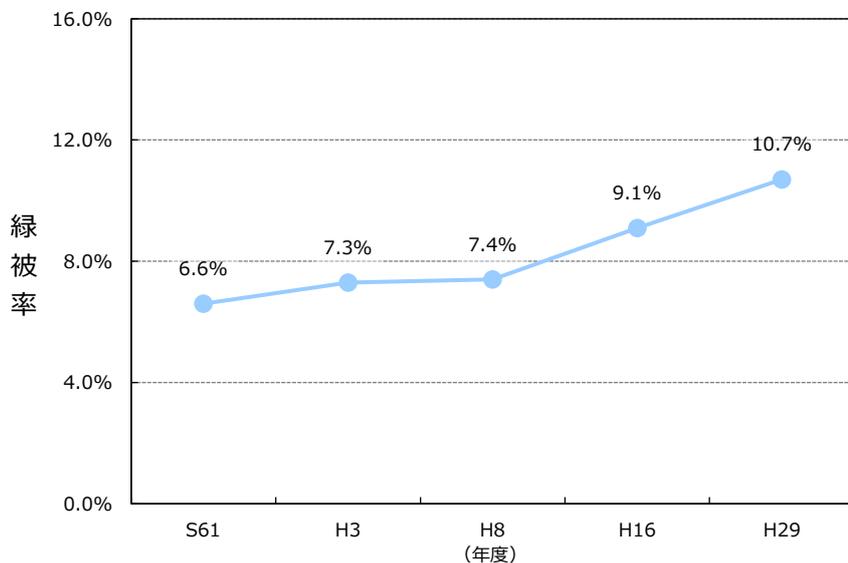


図 2-29 緑被率の推移

### 2) 公園面積

令和4(2022)年4月1日現在、区立公園は58カ所、区立児童遊園は32カ所、都立公園は2カ所で、合計92カ所となっています。図 2-30 に示すように、公園面積は、年々変動はあるものの、長期的に見ると増加傾向にあり、令和4(2022)年度は、平成 25(2013)年度比で 1.9%増となっています。他方、一人当たりの公園面積は、人口増加に伴い、減少傾向にあります。

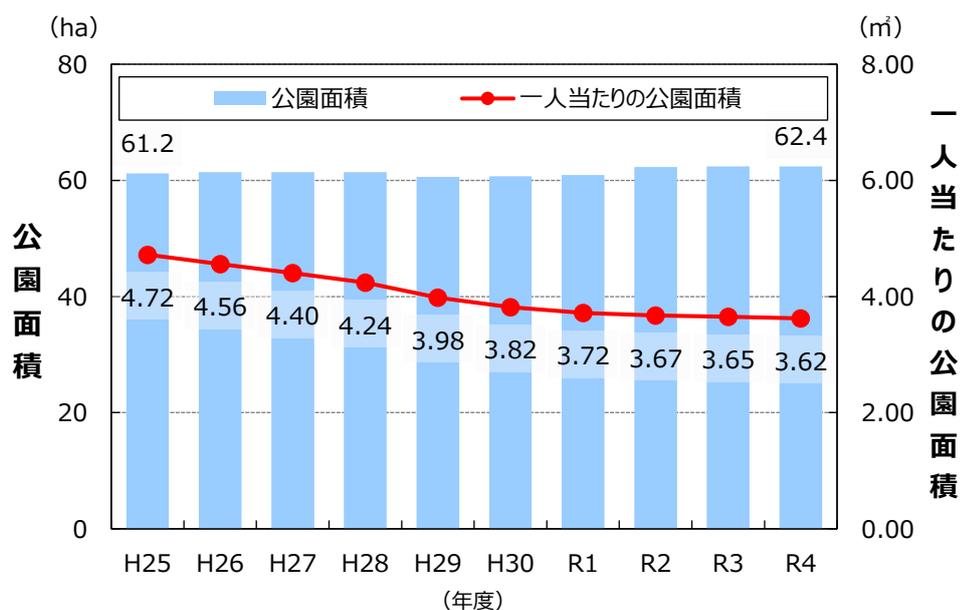


図 2-30 公園面積の推移

### 3)水辺環境

江戸時代、区内には多数の水路が縦横に走り、水辺は人々の生活と深い関わりを持っていました。図 2-31 に示すように、区では、「水の都中央区」の復活に向け、魅力ある水辺環境の整備を推進しています。

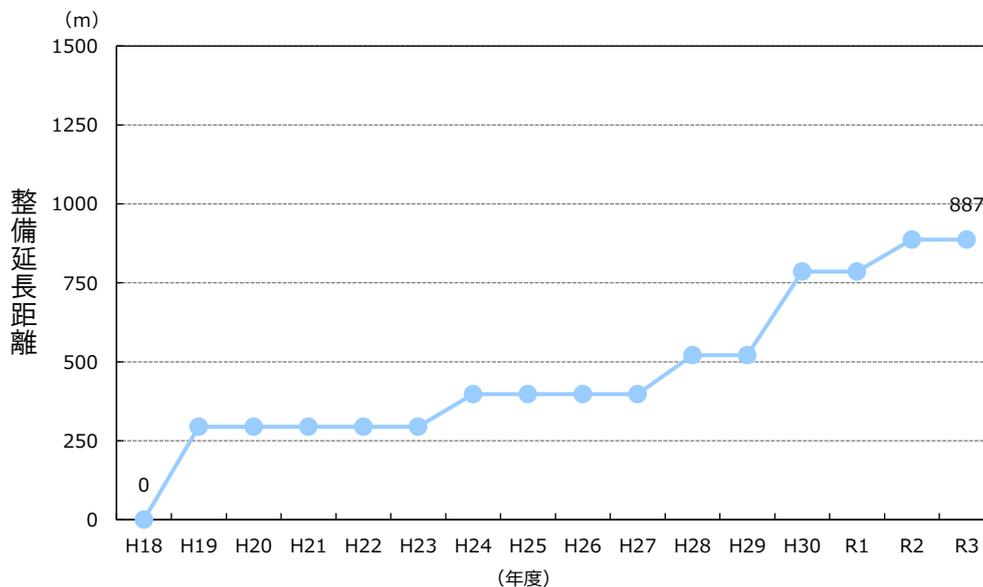


図 2-31 これまでの水辺環境(朝潮運河等)の整備状況

## (5) 大気・水質に関する調査

### 1) 大気環境

区は、大気汚染の状況を把握するため、本庁舎別館環境測定室において、6大気質<sup>※1</sup>の常時測定を行っています。平成28(2016)年度と令和3(2021)年度の調査結果は、表2-1のとおりです。このうち、一酸化窒素を除く5大気質に環境基準が定められています。全国的に環境基準達成率が極めて低い光化学オキシダントについては、環境基準非達成<sup>※2</sup>の状況が続いていますが、その他の物質については環境基準を達成しています。

※1 6大気質…二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、一酸化窒素、二酸化窒素、光化学オキシダント

※2 光化学オキシダントの環境基準達成状況は、測定日の各1時間値を環境基準と比較して評価します。

表 2-1 大気汚染の状況

物質名	平成28(2016)年度 (年平均値)	令和3(2021)年度 (年平均値)	増減率
二酸化硫黄	0.002 ppm	0.002 ppm	0%
一酸化炭素	0.3 ppm	0.2 ppm	-33%
浮遊粒子状物質	0.019 mg/m <sup>3</sup>	0.013 mg/m <sup>3</sup>	-32%
一酸化窒素	0.007 ppm	0.003 ppm	-57%
二酸化窒素	0.022 ppm	0.017 ppm	-23%
光化学オキシダント	0.027 ppm	0.032 ppm	19%

(□…環境基準非達成)

### 2) 水質環境

区は、河川等の水質を把握するため、定期的に調査を行っています。平成28(2016)年度と令和3(2021)年度の調査結果は、表2-2のとおりです。

溶存酸素量は、水中に溶け込んでいる酸素量であり、生物化学的酸素要求量は河川の汚れ度合を示す代表的な指標です。

表 2-2 河川の状況

河川名	溶存酸素量		生物化学的酸素要求量	
	平成28(2016)年度 (年平均値)	令和3(2021)年度 (年平均値)	平成28(2016)年度 (年平均値)	令和3(2021)年度 (年平均値)
隅田川	5.0 mg/ℓ	4.7 mg/ℓ	2.9 mg/ℓ	1.4 mg/ℓ
神田川	4.2 mg/ℓ	4.0 mg/ℓ	4.9 mg/ℓ	4.3 mg/ℓ
日本橋川	3.0 mg/ℓ	3.2 mg/ℓ	3.9 mg/ℓ	2.1 mg/ℓ
朝潮運河	5.1 mg/ℓ	5.5 mg/ℓ	2.4 mg/ℓ	1.5 mg/ℓ

(□…環境基準非達成)

区は、河川等の水質調査を補完し、水生生物の生息状況を把握して水辺環境を総合的にとらえるため、5年ごとに水生生物調査を実施しています。平成30(2018)年度の調査結果は、表 2-3のとおりです。

また、東京都が実施した調査は、表 2-4のとおりです。

多くの生物が安心して棲めるよう、油や食べ残し等、家庭から出る排水に一人一人が気をつけ、河川を汚さないことが大切です。

表 2-3 平成30(2018)年度の区調査の結果(抜すい)

単位:匹

魚類	隅田川	神田川	日本橋川	亀島川	築地川	朝潮運河	佃小橋	石川島公園	合計
	中央大橋	浅草橋	日本橋	亀島橋	大手門橋	黎明橋			
ウグイ						3			3
ボラ	1	3							4
マハゼ等のハゼ類	2	14		2	6	2	17	15	58
合計	3	17	0	2	6	5	17	15	65

表 2-4 令和2(2020)年度の東京都調査の結果(抜すい)

魚類	月島川	日本橋川	亀島川
	西仲橋付近	常盤橋付近	高橋付近
コノシロ	●		●
ウグイ			
スズキ	●		●
ボラ	●	●	●
マハゼ	●	●	●

資料:東京都建設局ホームページ「東京の川にすむ生きもの」

(●…採取された魚類)



ウグイ



ボラ



マハゼ

## (6) 環境活動および区民・事業者等の意識変化

### 1) 環境情報センター

区は、環境情報の提供・発信および区民や事業者、環境活動団体の交流、環境活動の拠点として、環境情報センターを平成25(2013)年6月に開設しました。

- ・所在地 京橋3-1-1 東京スクエアガーデン6階 京橋環境ステーション内
- ・施設内容 展示情報コーナー、研修室、交流室



図 2-32 環境情報センター

環境情報センターでは、環境に関する展示やイベント等を開催しています。環境情報センターの総来館者数は、増加傾向が続いていましたが、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休館および開館時間の短縮のため、減少しています。

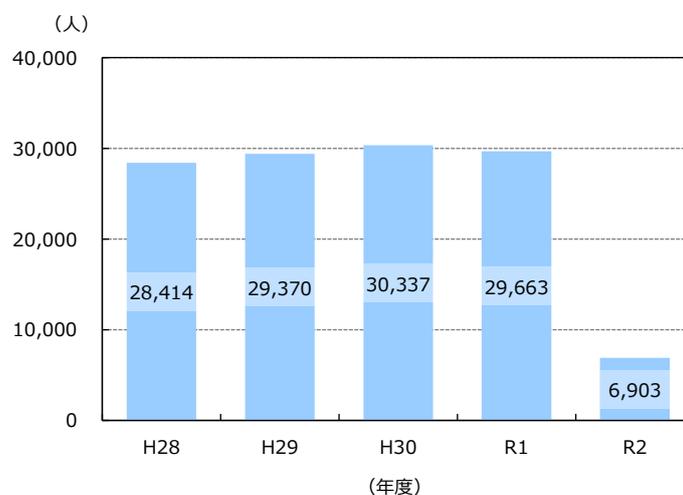


図 2-33 環境情報センター総来館者数

## 2)地域美化活動

区では、家庭や事業所等の自主的な清掃活動の輪を広げ、清潔で快適なまちを実現するために平成 17(2005)年7月から、毎月 10 日を「まちかどクリーンデー」とし、清掃活動の促進を図っています。参加登録件数は増加していましたが、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響のため、リモートワークを実施する企業の増加等を要因として登録件数の総数は減少しました。

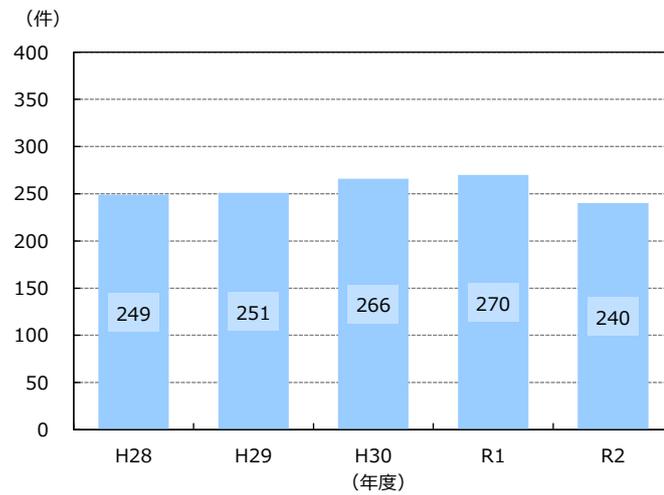


図 2-34 まちかどクリーンデー参加登録件数

### 3)リサイクルハウスかざぐるま

区は、ごみの減量や資源の再使用を促進するため、区内在住・在勤・在学者が日常的にリサイクル活動に取り組める施設として「リサイクルハウスかざぐるま」を区内2カ所に設置しています。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休館のため、来館者および取扱品数が減少していますが、令和元(2019)年度までは、毎年の総来館者数は6万人以上、販売実績も5万件を超えており、安定した需要があります。なお、不用品販売の売上金は「中央区の森」に寄付することも可能です。



図 2-35 リサイクルハウスかざぐるま明石町リサイクルコーナー

表 2-5 リサイクルハウスかざぐるま利用状況

		平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
来館者数	明石町	41,664 人	45,391 人	42,296 人	39,602 人	22,685 人
	箱崎町	24,552 人	28,515 人	26,951 人	24,309 人	14,806 人
	計	66,216 人	73,906 人	69,247 人	63,911 人	37,491 人
出品者数	明石町	12,470 人	12,331 人	12,132 人	11,991 人	6,744 人
	箱崎町	5,060 人	5,891 人	5,925 人	6,322 人	3,682 人
	計	17,530 人	18,222 人	18,057 人	18,313 人	10,426 人
展示数	明石町	60,139 件	59,353 件	58,548 件	57,668 件	32,293 件
	箱崎町	33,456 件	38,665 件	39,187 件	40,223 件	24,323 件
	計	93,595 件	98,018 件	97,735 件	97,891 件	56,616 件
販売点数	明石町	37,497 件	37,736 件	35,941 件	34,849 件	17,301 件
	箱崎町	19,804 件	23,448 件	23,326 件	23,094 件	13,858 件
	計	57,301 件	61,184 件	59,267 件	57,943 件	31,159 件

#### 4)環境学習

区は、東京都西多摩郡檜原村にて自然体験を通し、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、森林が持つ多面的機能を楽しみながら学べる、環境学習事業「檜原村自然体験ツアー」を令和4(2022)年から新たに開始しました。

年間(日帰り10回、宿泊2回)を通し、①「中央区の森」を活用した間伐等の森林保全活動体験、②川や山で実施する動植物の観察体験、③火と自然素材を使った調理体験、④間伐材等の資源を使った工作体験等、さまざまな体験プログラムを実施します。



図 2-36 森林保全活動体験の様子(平成 30(2018)年度「中央区の森」体験ツアー)

### 5)環境に関する意識(区民、事業者、区立小学校5年生および中学校2年生)

区民、事業者、区立小中学生を対象として、令和4(2022)年度に意識調査を実施しました。各主体が重要視する項目を整理することで、問題意識を把握し、区民、事業者等と連携した環境活動を推進していきます。

※ 令和4(2022)年度の区民に対する調査は、区政世論調査の中で実施しました。

※ 令和4(2022)年度の調査結果については、資料編に掲載してあります。

#### (区民)

区政世論調査集計後記入  
第3回委員会で提示予定

**(事業者)**

図 2-38 に示すように、環境に配慮するために必要だと思う取組については、省エネルギー活動の取組やリサイクル推進、地域の環境活動への参加の順で回答が多く、エネルギー、資源循環、地域活動といった複数分野にまたがっています。

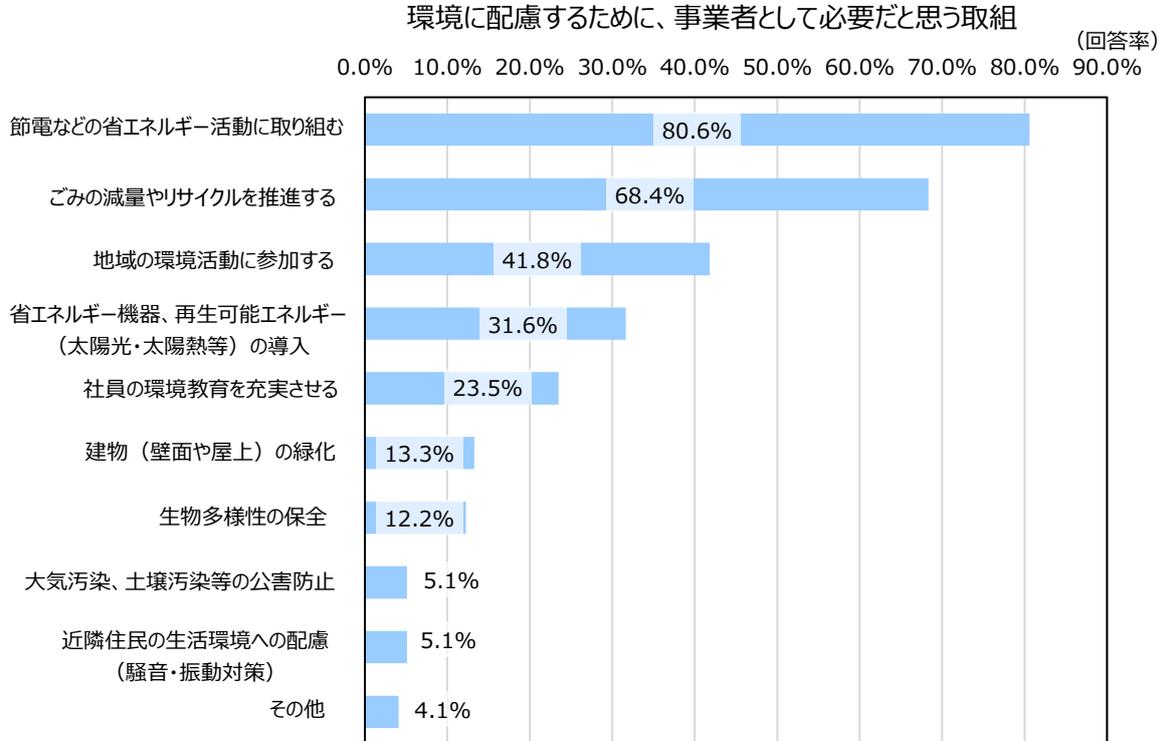


図 2-38 事業者の環境に関する意識調査結果(令和4(2022)年度)

また、カーボンニュートラルに向けて、事業者が必要だと思う取組は、図 2-39 に示すように、省エネルギー機器の導入、再生可能エネルギーの導入、社員の省エネ行動の推進の順で、多く回答が挙がりました。

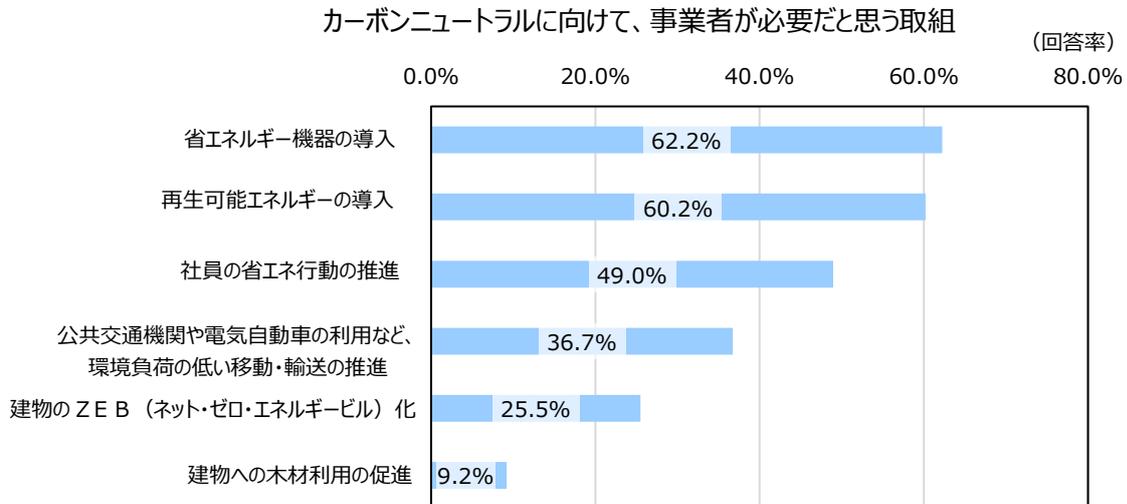


図 2-39 事業者の環境に関する意識調査結果(令和4(2022)年度)

図 2-40 では、事業者が環境に配慮した取組を進めていくうえでの課題を示しています。費用や担当できる人材の不足といった課題が多く挙げられており、特に担当できる人材の不足が最も多く課題として挙げられています。また、情報不足が3番目に多い回答として挙がっています。

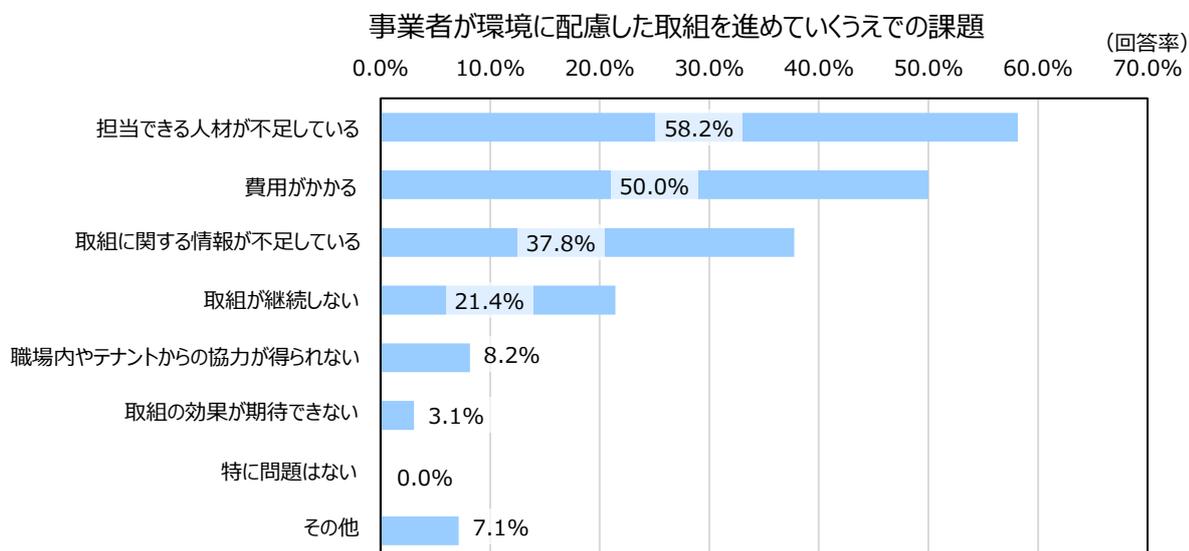


図 2-40 事業者の環境に関する意識調査結果(令和4(2022)年度)

**(小中学生)**

図 2-41 に示すように、環境を守るためにみんなで行ってみたいことでは、木や草花を植える・育てるといった身近な緑を増やすことが最多でした。身近な緑を増やすことに次いで、道路や公園等の清掃活動が多く挙げられています。

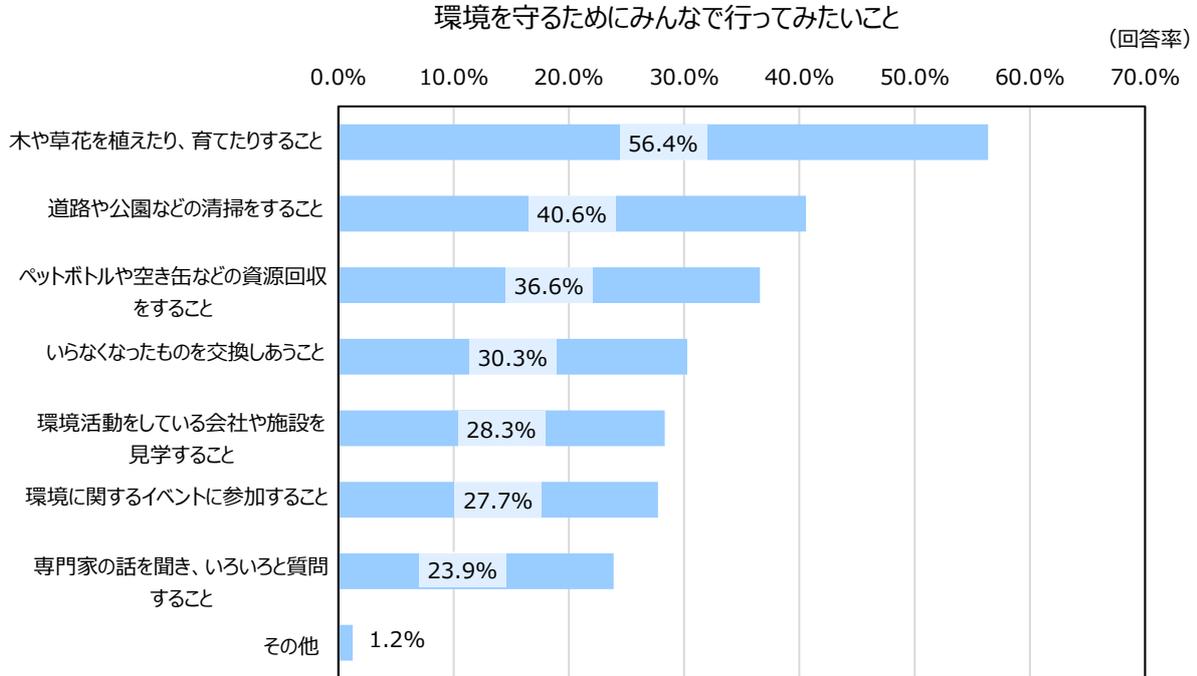


図 2-41 小中学生の環境に関する意識調査結果(令和4(2022)年度)

図 2-42 に示すように、本区への要望は、きれいな空気や水の確保を望む意見が最多でした。また、まちの美化や緑化への要望が2番目・3番目に多く挙げられています。

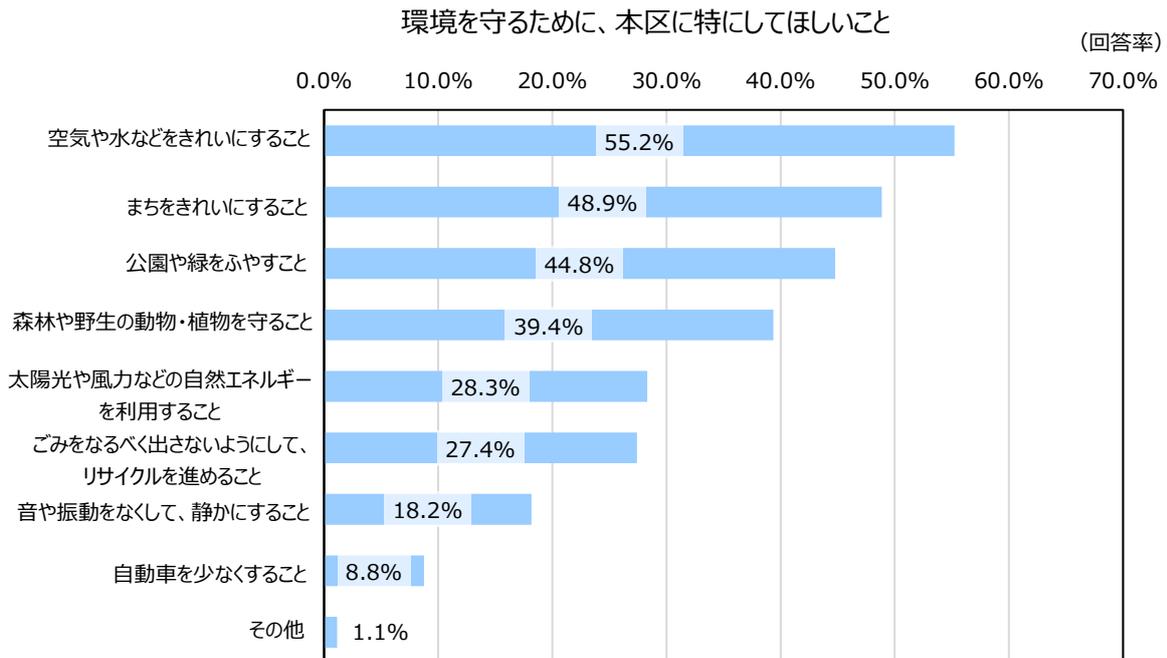


図 2-42 小中学生の環境に関する意識調査結果(令和4(2022)年度)

## ◆ 2-3 前計画の取組結果の振り返り

本計画において実行性の高い取組内容を設定するための課題を整理するにあたり、前計画の取組結果を基本目標ごとに振り返ります。

なお、前計画の中間評価は、中央区環境行動計画推進委員会において定めた基準に基づき行い、区ホームページ等で周知します。

### (1) 基本目標1 低炭素社会

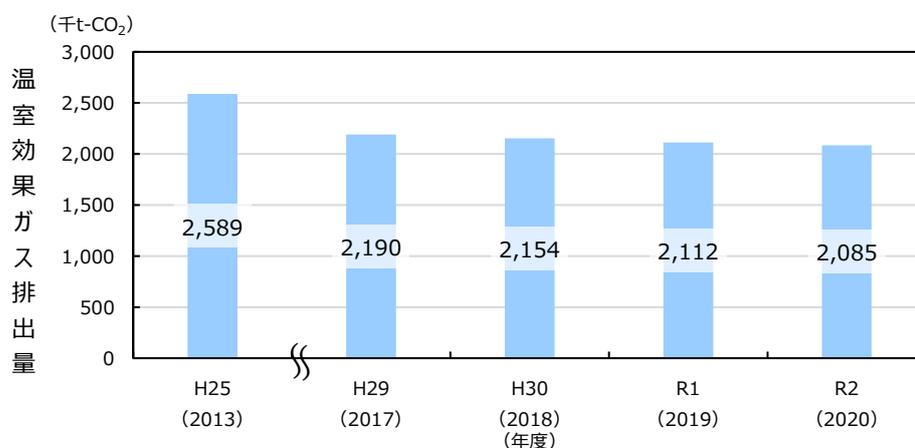
二酸化炭素排出量については、毎年減少していますが、再生可能エネルギーの導入容量は平成30(2018)年度が最も多く、以降増加していません。また、事業所におけるエネルギー消費量はほぼ横ばいであり、多くの事業所を有している本区として、事業活動に伴うエネルギー消費の最適化を図ることが重要です。

今後は、脱炭素社会の実現に向け、区、区民および事業者による積極的な再生可能エネルギーの導入、徹底した省エネルギーの取組が必要となります。

表 2-6 現行計画の実績

評価項目	単位	実績				増減※
		平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	
区内における温室効果ガス排出量を減らす。 (二酸化炭素排出量を減らす)	千t-CO <sub>2</sub>	2,190	2,154	2,112	2,085	-4.8%
区内における再生可能エネルギー導入容量を増やす。 (資源エネルギー庁公表・設備導入状況データ)	kW	9,039	9,047	9,037	9,037	-0.02%
区内の事業所(床面積当たり)におけるエネルギー消費量を減らす。	MJ/m <sup>2</sup>	868	877	878	860	-0.9%
「中央区の森」事業を推進する。 (整備面積を拡大する)	ha	42.3	46.7	46.7	51.3	+21.3%

※ 平成29(2017)年度を基準にした令和2(2020)年度の増減率



資料:特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)(平成25(2013)年度数値のみ)

図 2-43 区内の温室効果ガス排出量

※ 平成25(2013)年度のみ「特別区の温室効果ガス排出量(みどり東京・温暖化防止プロジェクト)」の数値を用いています。

## (2) 基本目標2 循環型社会

令和元(2019)年度のごみ排出実態調査で、ごみに占める家庭系の比率が上昇(可燃 46.0%→57.1%、不燃 45.5%→58.1%)しましたが、分別の徹底やリサイクル意識の向上を推進したことにより、家庭系ごみ・事業系ごみともにごみ排出量が減少し、容器包装廃棄物の回収量が増加しています。また、令和2(2020)年度におけるごみ量の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が背景にあると考えられます。引き続き、区民や事業者に対するごみ減量・資源分別の取組の呼びかけや、3R運動(リデュース=発生抑制、リユース=再使用、リサイクル=再生利用)を重視したライフスタイルへの転換の促進を図っていく必要があります。

表 2-7 現行計画の実績

評価項目	単位	実績				増減※
		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	
区内ごみ量(家庭系ごみと事業系ごみの1年間当たりの総量)を減らす。	t	111,363	107,581	101,808	78,932	-29.1%
事業用大規模建築物従業員1人1日当たりの可燃ごみ排出量を減らす。	g	708	549	507	374	-47.2%
容器包装廃棄物の回収量を増やす。	t	5,351	5,692	6,117	6,863	+28.3%
家庭ごみ1人1日当たりの排出量(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの合計)を減らす。	g	305	293	352	347	+13.8%

※ 平成 29(2017)年度を基準にした令和2(2020)年度の増減率

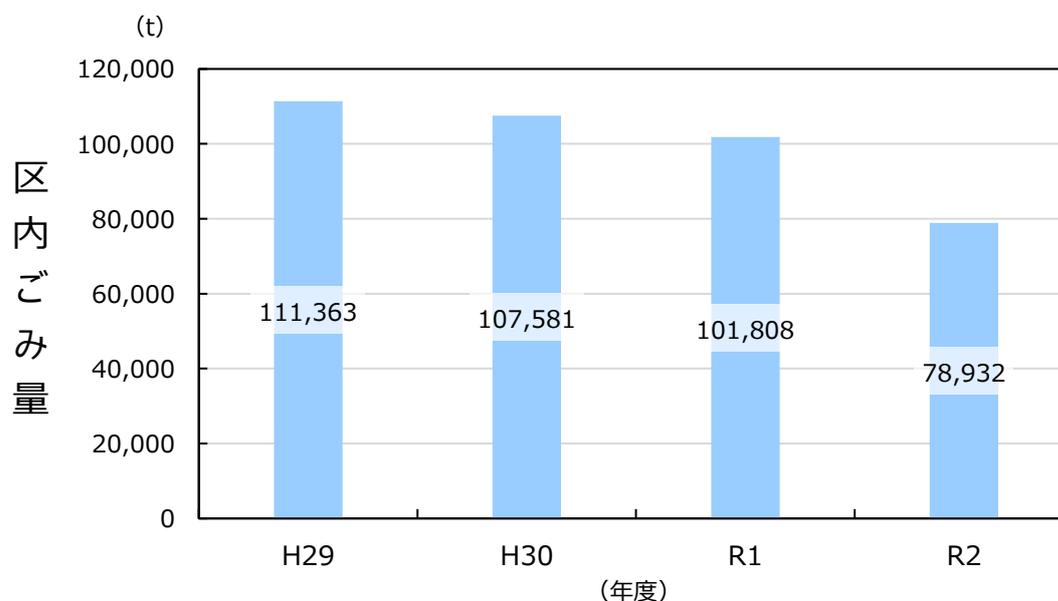


図 2-44 区内ごみ量

### (3) 基本目標3 自然共生社会

公園数や区施設の緑化件数は増加し、河川水質の環境基準達成件数は全4件達成を維持しています。街路樹の本数は適正配置により減少しましたが、道路改修や開発事業に併せて、中低木や植樹フェンスによる緑の多層化・連続化を図りました。今後も、地域ニーズに対応した整備や環境保全に対する区民の意識の高揚、屋上緑化の推進に努める必要があります。

表 2-8 現行計画の実績

評価項目	単位	実績				増減※
		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	
公園数を増やす。	園	56	57	57	58	+3.6%
街路樹の本数を増やす。	本	6,791	6,841	6,782	6,776	-0.2%
河川水質の環境基準を達成する。 (3河川1運河のBOD、COD)	件	4	4	4	4	±0%
区施設の緑化を推進する。 (屋上緑化の施設を増やす)	件	33	33	34	34	+3.0%

※ 平成 29(2017)年度を基準にした令和2(2020)年度の増減率

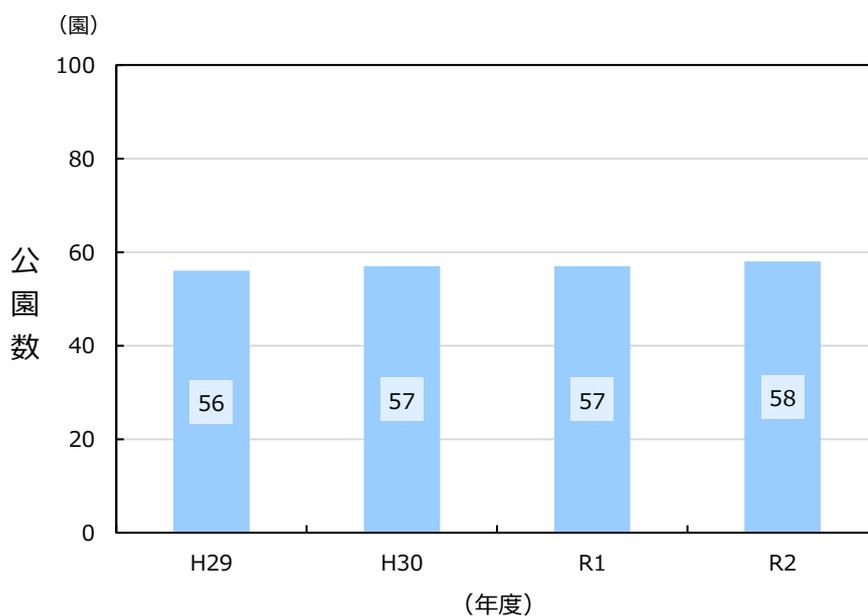


図 2-45 区内の区立公園数

#### (4) 基本目標4 安全安心な社会

低騒音舗装、遮熱性舗装ともに、順調な取組状況と言えます。令和2(2020)年度の自動車排出ガスの環境基準および自動車騒音の要請限度を、すべての地点で達成しました。大気環境は5大気質のうち1件(光化学オキシダント)で非達成でした。今後も「環境にやさしい道路の整備」の計画的な推進や、区民の環境保全に対する意識の高揚を図る必要があります。

表 2-9 現行計画の実績

評価項目	単位	実績				増減 <sup>※1</sup>
		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	
低騒音舗装の整備を推進する。 (整備面積を増やす)	m <sup>2</sup>	65,095	82,998	96,110	100,591	+54.5%
遮熱性舗装の整備を推進する。 (整備面積を増やす)	m <sup>2</sup>	55,787	70,010	79,639	83,347	+49.4%
自動車排出ガスの環境基準を達成する。(7地点)	件	6	6	7	7	+16.7%
自動車騒音の要請限度を達成する。(11地点) <sup>※2</sup>	件	9	10	11	11	+22.2%
大気環境基準を達成する。(5大気質)	件	4	4	4	4	±0%

※1 平成 29(2017)年度を基準にした令和2(2020)年度の増減率

※2 令和元(2019)年度より調査地点数を 10 地点から 11 地点に変更

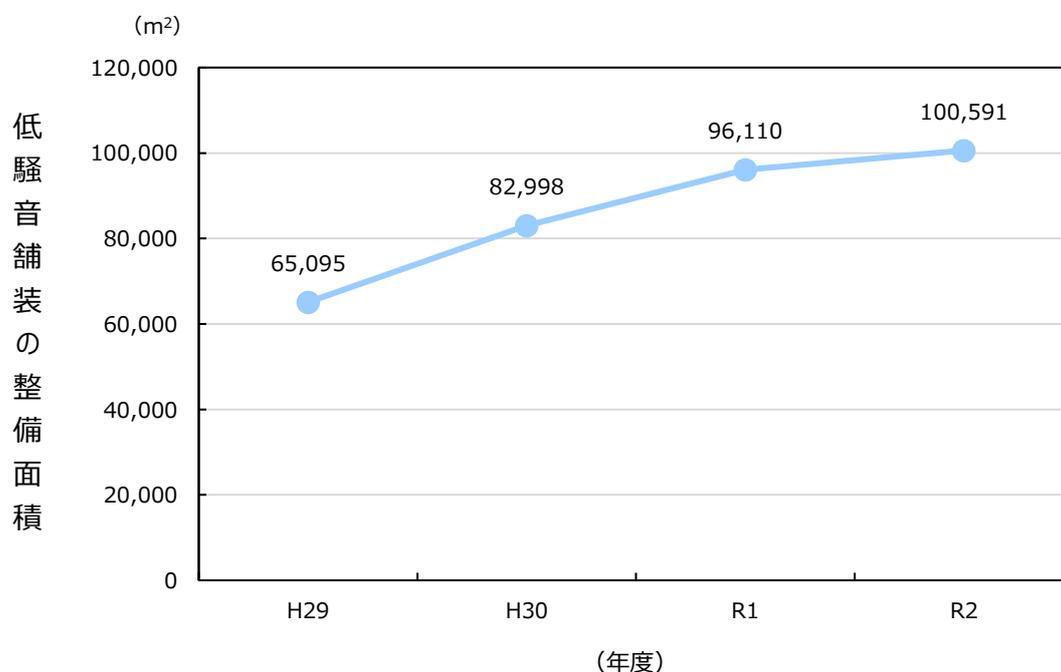


図 2-46 区内の低騒音舗装の整備面積

## (5) 基本目標5 学びと行動の輪(わ)

中央エコアクト(事業所用)の認証件数は増加しています。一方、環境情報センターの来館者数および講演会・講座等参加者数、まちかどクリーンデーの参加登録数は令和2(2020)年2月以降の新型コロナウイルス感染症拡大により減少しました。

今後の感染対策も踏まえ、オンライン化が可能な事業の拡充を図りながら、環境問題への関心を高めていくとともに、環境活動の拠点である環境情報センターやまちかどクリーンデーの認知度向上や中央エコアクトの普及啓発を図る必要があります。

表 2-10 現行計画の実績

評価項目	単位	実績				増減※
		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	
環境情報センター事業を推進する。 (総来館者数を増やす)	人	29,370	30,337	29,663	6,903	-76.5%
環境情報センター事業を推進する。 (講演会・講座等参加者数を増やす)	人	9,464	13,402	12,701	4,087	-56.8%
中央エコアクト(事業所用)を推進する。 (認証件数を増やす)	社	80	83	90	100	+25.0%
まちかどクリーンデーを推進する。 (参加登録数を増やす)	件	251	266	270	240	-4.4%

※ 平成 29(2017)年度を基準にした令和2(2020)年度の増減率

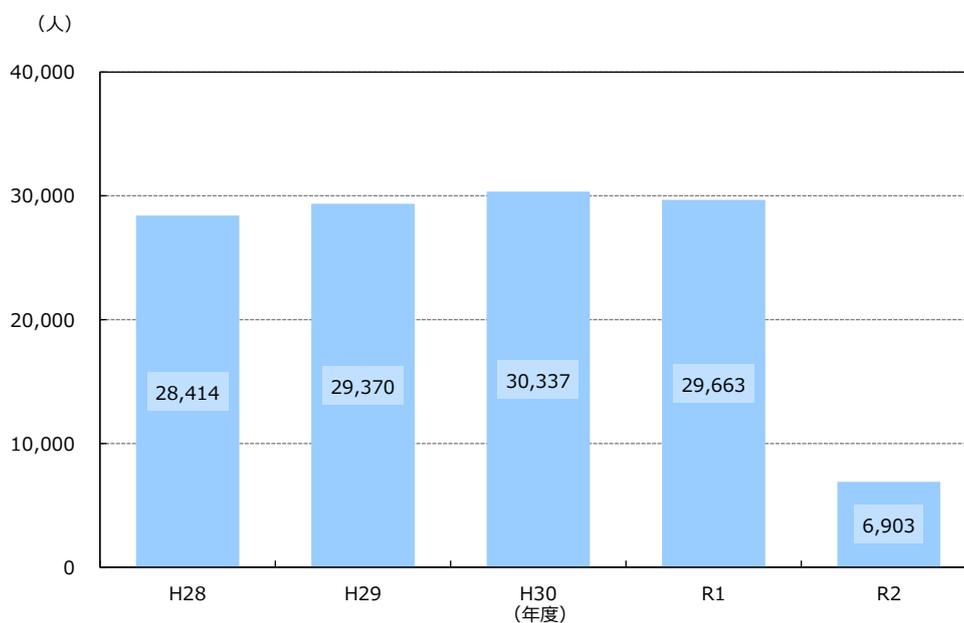


図 2-47 【参考】環境情報センター総来館者数(再掲)

## ◆ 2-4 地域の環境に関する課題

### (1) 気候変動(緩和)

地球温暖化対策には、原因物質である温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することで気候変動の悪影響を防止・軽減する「適応」の二本柱があります。

緩和策として削減が求められる温室効果ガス排出量およびエネルギー消費量は減少傾向にあります。民生業務部門のエネルギー消費量の割合が多いことから、省エネルギー診断の推奨やエネルギーマネジメント機器の普及促進等、事業者の協力を得ながら取組を進めていくことが重要です。

また、再生可能エネルギーの導入量は横ばいの状況です。区民・事業者による再生可能エネルギーの導入および自家消費に関わる支援を行う必要があります。

さらに、ゼロエミッション・ビークル(ZEV)等の温室効果ガスを排出しない移動手段の普及や公共交通機関の利用促進、森林保全事業の拡充等、多面的に緩和策に取り組む必要があります。

紛争等の国際情勢変化に伴う資源・エネルギー供給の状況変化や電力需給の変化に対応し、施策を展開していく必要があります。

### (2) 気候変動(適応)

年平均気温は年々上昇しており、年間の冬日日数が減少していることから気候変動の影響がうかがえます。年間の熱帯夜の日数増加や、熱中症搬送者数が平成30(2018)年以降5,000人以上で推移していることから、適応策として熱中症予防の取組が重要です。また、年間の降水量に大きな変化はないものの、集中豪雨の回数が増加傾向にあることや、海面水位が上昇傾向にあることから、適応策として自然災害対策を行う必要があります。なお、熱中症予防に関しては、ヒートアイランド現象への対策等による熱環境改善にも取り組む必要があります。

また、気候変動の本区への影響は、現時点では不明瞭な部分も多いことから、長期的な視点に立ちながら、今後の影響を注視していく必要があります。

### (3) 資源循環・廃棄物

区の人口と世帯数は、平成9(1997)年度まで減少したのち、平成10(1998)年度から増加し続けており、資源回収量も過去10年間増加傾向にあります。

一方で、区が収集するごみ量は、平成元(1989)年度をピークに減少傾向が続き、過去10年間は、ほぼ横ばいとなっています。

これらは、ごみの減量化の推進や資源回収品目の拡充等を積極的に推進してきたことに因るものと思われます。また、令和2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響と思われる事業系の持ち込みごみが大幅に減少しています。

今後も、ごみの発生の抑制として、簡易包装の商品や詰替え商品の推奨による容器包

装の削減や、フードドライブや食べきり協力店制度による食品ロスの削減等の取組を、消費者や小売業者とともに推進していくことが重要です。

また、紙類やプラスチック製容器包装等の資源の一部が燃やすごみとして排出されていることから、ごみと資源の分け方や出し方について、冊子やホームページ等でわかりやすく案内し、多様なリサイクル方法による資源の分別と循環を推進していく必要があります。

#### (4) 自然環境

緑被率および水辺環境は、増加傾向ですが、人口増加に伴い一人当たりの公園面積が減少傾向にあります。

新たな土地の確保が難しい本区においては、開発事業等に合わせた公園・緑地の拡充や、公共施設での屋上・壁面緑化の整備、民間施設に対する緑化の支援が必要です。

また、ヒートアイランド現象の緩和や生き物の生息環境、都心にふさわしい風格あるまちの形成を図るため、公園等の緑の拠点や街路樹、河川・運河の水辺空間のネットワーク化を進めていく必要があります。

都内随一の豊かな水辺環境をいかして連続性のある水辺空間を整備するとともに、憩いやにぎわいの場として活用し、水辺の魅力を高めていくことが求められます。

#### (5) 生活環境

大気や河川の環境基準が一部達成できていない状況※が続いています。大気や河川の調査を継続し、調査結果について幅広く周知するとともに、環境にやさしい道路整備の推進やエコドライブ、ゼロエミッション・ビークル(ZEV)等の環境に配慮した交通手段の利用促進を通じて、生活環境を向上させることが求められます。

※ 33頁「(5) 大気・水質に関する調査」参照

#### (6) 学びと行動

本区は、環境情報センターを通じて環境情報の提供・発信を行うとともに、地域美化活動等により環境活動を促進しています。

区民や事業者の間では、節電等の省エネルギー活動、ごみの減量やリサイクル推進、環境活動への参画に取り組む必要性が認識されており、将来を担う小中学生は木や草花の育成や清掃活動、資源回収等に関心を示しています。他方、環境に配慮した取組を進めるうえで、人材確保や情報入手に課題があります。

必要性が認識されていることに対しては、区民や事業者が実際に行動に移すことができるよう促すとともに、人材育成や情報発信を行うことが求められます。

※区政世論調査後に再検討

## 第3章 環境像と基本目標

### 3-1 望ましい環境像

**(案) 水とみどりにかこまれ 地球にやさしく  
未来につなぐまち ゼロカーボンシティ 中央区**

以下、基本計画 2023 の策定状況に応じて更新

本区には、隅田川、日本橋川、朝潮運河等、多くの河川や運河があります。これら都内随一の水辺を最大限に活用し、にぎわいや魅力あふれるまちを創出していくことが求められます。

また、都心機能が集中し、緑が少ない本区では、区民・事業者と区が連携して、緑の豊かさを実感できるよう緑化の促進を図っていくとともに、省資源・省エネルギーへの取組により、未来につなぐ持続可能なまちづくりを推進していく必要があります。

さらに、世界的にカーボンニュートラルの取組が展開される中、本区も「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を表明しており、脱炭素社会の実現に向けて取り組むことが重要です。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後、晴海地区の選手村跡地に新たなまちづくりが計画されていることから、これを本区全体が魅力的なまちへと生まれ変わるための好機と捉えるとともに、「中央区基本計画」に掲げられた将来像を環境の側面から実現するために、脱炭素社会に向けた環境にやさしいまちづくりを一層推進していかなくてはなりません。

清らかな水と豊かな緑に恵まれ、本区に関わるすべての人々が、潤いと安らぎを感じることのできる地球環境にやさしいまちを次の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた大きな責務であることから、「(案)水とみどりにかこまれ 地球にやさしく 未来につなぐまち ゼロカーボンシティ 中央区」を望ましい環境像として掲げました。



## ◆ 3-2 基本目標

### (1) 基本目標の役割

本計画では、本区の地域特性を踏まえた、望ましい環境像を実現するため、下記に示すように、6つの基本目標を定め、区民、事業者と連携のうえ、各目標の達成に向けた施策を着実に推進していきます。



## (2) 本計画とコベネフィットの関連性

国の「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の諸課題が複合化していることを受け、環境面に関する取組を通じて経済面・社会面の課題解決に貢献することや、経済面・社会面の取組を通じて環境面の課題解決に貢献することが示されています。地球温暖化対策をはじめとした環境面の取組が経済面・社会面にも波及し、これらの課題の同時解決につながるよう、取組を推進していくことが重要です。

このように、ある一つの取組を行うことで同時に追求し得る便益を「コベネフィット」といいます。本計画はコベネフィットの考え方にに基づき、環境保全の取組を通じて経済面・社会面の課題の解決に寄与することにも配慮します。

## (3) SDGsへの貢献

SDGsで掲げられる 17 のゴールの関係性を示すSDGsウェディングケーキモデルでは、「経済圏」「社会圏」「環境圏(生物圏)」の3層に分類され、経済圏は社会圏に、社会圏は環境圏に支えられるようにして互いに関連しています。さらに、私たちの社会と経済活動は、地球環境の基盤の上になり立っていることが示されています。

このように、本計画に基づく取組は環境保全に加えて、地域社会の形成や経済活動へ好影響を及ぼすことで、SDGsの達成に寄与していきます。



Graphics by Senkar Lakramzi/Rozee

資料: Azote for Stockholm Resilience Centre, Stockholm University

図 3-1 SDGsウェディングケーキモデル

## (4) 基本目標

## 基本目標1 脱炭素社会 ～地球にやさしいまちづくり～

## &lt;目指す姿&gt;

区内の温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。脱炭素化をさらに加速させる必要があります。「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を踏まえ、今後も継続的な地球温暖化対策(緩和策)を行い、脱炭素社会を構築することで、令和32(2050)年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。二酸化炭素排出量実質ゼロを実現させることにより、持続可能な都市を構築します。

## &lt;施策の方向性&gt;

再生可能エネルギーの導入や活用促進、省エネルギー機器の普及促進、江戸バスの運行改善等に取り組むとともに、区外においても森林保全活動を行うなど、他の地方公共団体との連携に取り組んでいきます。

## 主なコベネフィット

## 社会分野



- ・ 太陽光発電設備や蓄電池、電気自動車等の導入を通じた、災害等の非常時のエネルギー対応力の強化
- ・ 移動手段の多様化による利便性の向上

## 経済分野



- ・ 脱炭素技術・産業の振興

## 関連

SDGs

7 エネルギーをみんなに  
そしてクリーンに9 産業と技術革新の  
基盤をつくる11 住み続けられる  
まちづくりを12 つくる責任  
つかう責任13 気候変動に  
具体的な対策を15 陸の豊かさも  
守ろう17 パートナシップで  
目標を達成しよう

写真等挿入

## 基本目標2 気候変動適応社会 ～気候変動の影響を防止・軽減するまちづくり～

### <目指す姿>

本区の周辺では猛暑日や集中豪雨が今後増加していくことが予測されています。このような気候変動の影響から区民や来街者を守るとともに、集中豪雨等の自然災害に強い都市づくりを進めることで、安全安心で、健やかに活動できる環境や災害に強い都市を実現していきます。

### <施策の方向性>

気候変動の影響に対応するため、自然災害に関する情報発信等や、熱中症や感染症対策を行うとともに、雨水流出抑制や緑化推進等の都市づくりに取り組んでいきます。

### 主なコベネフィット

#### 社会分野

- ・ 集中豪雨をはじめとする風水害に対する備えおよび柔軟な対応を通じた防災力の強化
- ・ 都市における暑熱環境に応じたインフラ整備や健康リスクの管理

#### 経済分野

- ・ 自然災害等による経済損失の回避、軽減

関連  
SDGs



写真等挿入

### 基本目標3 循環型社会 ～限りある資源を大切にすまちづくり～

#### <目指す姿>

今後も都心機能の集中や人口増加が想定され、事業活動も活発な本区では、区民・事業者・団体・区の協働によって限りある資源を大切にすまちづくりを推進し、持続可能な循環型社会の実現を目指していきます。

#### <施策の方向性>

3Rに関する情報発信・意識啓発を行います。また、フードドライブや食べきり協力店制度を実施し、食品ロスの削減に取り組むことでごみの発生抑制を図るとともに、リサイクル率向上とごみ減量化を図るため、燃やさないごみや粗大ごみの資源化に取り組んでいきます。

#### 主なコベネフィット

##### 社会分野

- ・ ごみ出しルールを守り適切に管理することによるまちの美化

##### 経済分野

- ・ 3R の普及・促進による、資源の再利用(リユース)およびリサイクルを通じた経済の循環性の向上

##### 関連 SDGs



写真等挿入

## 基本目標4 自然共生社会 ～水とみどりにかこまれた豊かなまちづくり～

### <目指す姿>

街路の緑や公園と水辺空間のネットワーク化を図り、ヒートアイランド現象の緩和や生き物が生息する自然環境の創出を目指します。また、魅力的な公園等の整備を進めるとともに、河川・運河沿いに連続性のある親水空間を整備し、人々の憩いや安らぎの場を形成していきます。

### <施策の方向性>

公園等の緑の拠点と河川・運河の水辺空間や街路樹等をつなぎ、水とみどりのネットワークを形成します。また、公共施設における屋上・壁面等の緑化の推進や、民間施設における緑化の促進に取り組みます。

### 主なコベネフィット

#### 社会分野



- ・ 公園や緑地、水辺環境の整備を通じた、快適な歩行環境や、潤いとみどりを感じられる安らぎ空間の提供
- ・ 身近な動植物の保全による、子どもたちへ生き物とのふれあいの場の提供等、健康的で心豊かな生活空間の形成

関連  
SDGs



写真等挿入

## 基本目標5 安全安心な社会 ～安心とやすらぎが実感できるまちづくり～

### <目指す姿>

本区は都内有数の事業所の集積を誇ることから、通勤者をはじめとした多くの来街者が訪れています。本区を訪れる来街者や区民等を含むすべての人々が、安全安心を実感しながら滞在でき、また、世界に誇る美しいまちの実現を目指します。

### <施策の方向性>

安全安心で美しいまちを実現するために、低騒音舗装の整備推進や大気環境保全のためのゼロエミッション・ビークル(ZEV)の普及促進等に取り組むとともに、まちのクリーン活動を促進します。また、環境調査の実施および結果の周知を行っていきます。

### 主なコベネフィット

#### 社会分野



- ・ 大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭等の公害対策の実施・徹底による健康的な暮らしの提供

#### 経済分野



- ・ 持続的に経済活動を推進するための基盤づくり

#### 関連

SDGs



写真等挿入

## 基本目標6 学びと行動の輪(わ)

～みんなで環境活動に取り組むまちづくり～

### <目指す姿>

中央区基本構想の基本的な方向性の一つである「多様な絆が融合した『プロアクティブ・コミュニティ<sup>※</sup>』の確立」に基づき、区の環境を守り育ていくために、区民・事業者・団体・区といった多様な主体が連携・協働し、環境活動に取り組むことで、学びと行動の輪を拡げていきます。

※ 「プロアクティブ・コミュニティ」…自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していく社会

### <施策の方向性>

本区で暮らし、活動するすべての人々が、日頃から環境問題を身近なものと感じられるよう、環境情報の発信や環境イベント等の実施を通して環境について学び、交流する機会を提供します。また、省エネルギー活動や3Rの取組などの自主的な環境配慮行動を促進するとともに、各主体が連携・協働して取り組むための機会の提供や仕組みづくりを行います。

### 主なコベネフィット

#### 社会分野



- ・ 環境学習・環境教育の場所や機会の提供を通じた、子どもたちや区民、事業者に対する生涯にわたる学びの機会の提供
- ・ さまざまな学習活動の推進等の多様な学びの創出

関連

SDGs



写真等挿入

### ◆ 3-3 指標

本計画では、6つの基本目標に対し、各施策の達成状況を測るための指標を設定します。設定にあたっては、区民および事業者に環境への関心や理解を深めてもらうため、区の現況や施策の実施状況を個別指標としています。「地方公共団体実行計画(区域施策編)」に該当する基本目標の達成に向けた具体的取組の指標については、別冊の〇〇で個別に設定します。

また、区を取り巻く環境や社会状況が年々変化していくことを考慮するため、個別指標における現状値を分析していくことにより、区の環境が6つの基本目標にどの程度近づいているかを評価していきます。

なお、計画期間中においても、中央区環境行動計画推進委員会における進捗管理体制のなかで、より適切な指標、さらには、必要に応じて、数値目標の設定等を検討していきます。

※ 中央区環境行動計画推進委員会および計画の進捗管理については、第5章 参照

#### 個別指標一覧

表3-1 基本目標1 脱炭素社会 ～地球にやさしいまちづくり～

<p>第3回委員会で提示予定</p>
--------------------

表3-2 基本目標2 気候変動適応社会 ～気候変動の影響を防止・軽減するまちづくり～

第3回委員会で提示予定

表3-3 基本目標3 循環型社会 ～限りある資源を大切にすまちづくり～

第3回委員会で提示予定

表3-4 基本目標4 自然共生社会 ～水とみどりにかこまれた豊かなまちづくり～

第3回委員会で提示予定

表3-5 基本目標5 安全安心な社会 ～安心とやすらぎが実感できるまちづくり～

第3回委員会で提示予定
-------------

表3-6 基本目標6 学びと行動の輪(わ) ～みんなで環境活動に取り組むまちづくり～

第3回委員会で提示予定
-------------

# 第4章 基本目標達成のための施策

## 4-1 施策の体系

望ましい環境像の実現および6つの基本目標の達成に向け、施策を着実に推進していきます。





## 基本目標1 脱炭素社会

～地球にやさしいまちづくり～



### ・ 施策1 家庭・事業所における省エネルギー行動の促進

#### <具体的な取組>

#### ①中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及促進

日常生活や事業活動に伴う二酸化炭素排出量を削減していくため、WEB等を活用した新たな中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及を図り、家庭や事業所の行動変容を促し、広く省エネルギー活動の輪を広げていきます。

#### ②住宅など建築物のエネルギーの効率化

家庭や事業所でエネルギー使用の最適化を図るため、新築の建築物は、ZEHやZEB等の省エネルギーかつ再生可能エネルギーを活用した、二酸化炭素の排出削減に寄与するものへの転換を図るため、普及啓発に取り組みます。

#### ③再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進

区内の住宅・共同住宅および事業所に対する導入費助成を充実し、再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器のさらなる普及を促進していきます。

### ・ 施策2 区が率先して行う温暖化対策

#### <具体的な取組>

#### ①「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の推進

本区は温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいくため、大規模事業者として、率先して事業活動に伴う電気、都市ガス、燃料等の使用量を削減していくとともに、エネルギー使用量の見える化や設備の適正運用の徹底等により、中央区環境マネジメントシステムの取組を一層推進します。また、公共施設の整備や改修に際しては、省エネルギー・再生可能エネルギー機器等の環境に配慮した機器や、屋上・壁面緑化の積極的な導入に加え、再生エネルギー等の利活用やさまざまな省エネルギー技術の導入によるZEB※化の実現を目指します。

※ ZEB…Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

#### ②公園灯・街路灯のLED化の推進

照明の省電力・長寿命化を図るため、区内の公園や街路におけるLED照明灯の導入を推進していきます。

#### ③中央清掃工場の余熱利用

中央清掃工場から供給される蒸気を温水に変換し、隣接する中央区立晴海地域交流センター(仮称・旧ほっとプラザはるみ)へ供給するとともに、新たに整備する中央区立晴海西小学校(仮称)および中央区立晴海西中学校(仮称)へ供給し、エネルギーとして有効活用を図ります。

#### ④道路工事における低炭素アスファルトの活用

道路の改修工事等において、二酸化炭素排出量の抑制が見込める低炭素(中温化)アスファルト混合物の活用を検討していきます。

### ・施策3 都市づくりにおける脱炭素化

#### ①開発事業者に対する要請

脱炭素社会実現に向けて、開発事業者等に対し要請しているまちづくりにおける環境配慮項目について、さらなる充実を検討します。

### ・施策4 環境に配慮した交通手段の利用促進

#### <具体的な取組>

#### ①自転車利用の促進(コミュニティサイクル)

環境にやさしい交通手段である自転車の利用を促進するため、コミュニティサイクルの認知度向上に向けた情報発信を行います。また、利便性の向上を図るため、サイクルポートを拡大するとともに、周辺区と連携して広域相互利用を推進します。

#### ②江戸バスの運行改善

交通不便エリアの解消と公共施設へのアクセス向上のため、江戸バスと都営バスや東京BRT等の既存公共交通との乗り継ぎ利便性の向上を図り、公共交通の利用を促進します。また、技術開発の動向を見ながら、より一層環境に配慮した車両の導入を検討します。

## ・施策5 「中央区の森」その他の森林保全活動

### <具体的な取組>

#### ①「中央区の森」事業の推進

##### i. 森林保全活動の支援

二酸化炭素の吸収源や生物多様性の保全、土砂災害の防止等、多様な機能をもつ森林を荒廃から守り、育てるため、東京都西多摩郡檜原村の森林保全活動を支援していくことにより、行政区域を越えた広域的な視点からの地球温暖化対策を推進していくとともに、保全活動の対象地を利便性の良い場所に拡大していきます。

##### ii. カーボンオフセットの取組

森林保全活動を支援している協定地における二酸化炭素吸収量を算出することにより、森林の多面的機能の発揮および森林整備のさらなる促進を図ります。

##### iii. 木材資源の利活用

森林の循環利用促進のため、森林整備により発生した間伐材を公共施設等に活用します。また、間伐材で作製した工作キットを用いたワークショップをエコまつりや環境情報センターで実施し、子どもたちが木材に触れ、その良さや木材利用の意義を体感する機会をつくります。

##### iv. 自然体験

檜原村の豊かな自然資源を活用して自然体験の機会を提供する環境学習事業「檜原村自然体験ツアー」のプログラムの一部を「中央区の森」で実施し、区民の環境保全意識の向上を図ります。

#### ②森林環境譲与税の活用(複数区での共同連携)

特別区長会調査研究機構の調査報告書に基づき、特別区と多摩地域市町村が一体となって取り組む広域的な森づくりを推進していきます。取組の内容は、森林整備、カーボンオフセット、木材活用および現場体験の4事業とし、今後事業の具体化に向け、参加自治体で協議を行います。

#### ③公共建築物等における木材利用

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(令和3年10月1日施行)」に基づき、本区においても「(仮称)公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定するとともに、区施設の改修・整備に併せ木材を積極的に活用していきます。

## ・施策6 再生可能エネルギー電力の調達と活用の促進

### <具体的な取組>

#### ①他自治体との都市間連携の推進

本区においては、共同住宅や事業用ビルが多く、その屋上等の面積は狭いため、敷地内（オンサイト）での再生可能エネルギー設備等による発電量は1棟当たりのエネルギー需要量に対し、十分とは言えません。再生可能エネルギー設備等設置のための適地を持つ他自治体との連携により、区域外から再生可能エネルギー等を調達することを検討していきます。

#### ②再生可能エネルギー電力の普及促進

電力に起因する温室効果ガスの排出量削減を図るため、区域内における再生可能エネルギー電力（再エネ電力）の購入を促進します。なお、一般的には再エネ電力は通常電力と比べ割高になるため、オークション等を利用した価格の適正化を図れる以下の事業等について普及啓発を図ります。

#### 【掲載】

市民向け：「みんなでいっしょに自然の電気」東京都事業

#### 【掲載】

事業者向け：「エネオク(リバースオークション)」(株)エナーバンクによる事業

 …新規の取組

 …拡充していく取組

 …二酸化炭素排出量の削減効果を算出する取組

 …他の基本目標にまたがる横断的な取組

## <各主体の取組>

### 区民の取組

- ・ 照明器具や電化製品を使用しないときはプラグを抜いたり電源オフにしたりして待機電力を減らし、消費電力を抑えるよう心がけましょう。
- ・ 冷暖房機器は適切な温度設定を心がけましょう。
- ・ 電化製品や機材・設備を購入するときは、省エネルギー型のもので選択し、適正に使用しましょう。
- ・ 住宅の新築・増改築時は、通風性や自然光の有効活用に配慮し、断熱材や複層ガラス窓を活用した省エネルギー性能の高い建築に努めましょう。
- ・ スマートメータやIoTを活用したHEMSの導入や、再生可能エネルギー活用によるZEH化を検討しましょう。



### 事業者の取組

- ・ 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のもので選択し、適正に使用しましょう。
- ・ 省エネ法を遵守し、事業所のエネルギー使用量の把握に努めましょう。
- ・ 事業所の新築・増改築時は、通風性が良く、自然光を有効活用できる設計となるよう配慮し、断熱材や複層ガラス窓を活用した省エネルギー性能の高い建築に努めましょう。
- ・ 事業所の敷地へのサイクルポートの設置を検討しましょう。
- ・ 通勤や事業活動での移動の際は、環境にやさしい自転車や公共交通機関を活用しましょう。



## 基本目標2 気候変動適応社会

～気候変動の影響を防止・軽減するまちづくり～



### ・施策7 自然災害対策

#### <具体的な取組>

#### ①水害に係る情報発信

防災行政無線、緊急告知ラジオ、ちゅうおう安全・安心メール、SNS等により、気象警報、避難情報等を発信していきます。

#### ②洪水ハザードマップ等の作成

洪水ハザードマップにより浸水予想区域とその深さを広報しているほか、防災ハンドブック等を作成し、事前の備えや避難行動等、水害に関する普及啓発に取り組んでいます。

#### ③水害に備えた訓練および資器材の備蓄

洪水、津波、高潮または内水による水害に備えるため、防災関係機関等と連携を図りながら、水防訓練の実施や水害に必要な資器材の備蓄を行っていきます。

#### ④風水害に関する計画・マニュアルの策定

風水害等の災害発生に備え、本区、防災関係機関、区民等が連携して行うべき適切な防災対策や、平常時からの備え等を定めた「中央区地域防災計画」を策定しており、必要に応じて修正を行っていきます。

また、要配慮者利用施設に対しては、避難確保計画の作成を促していきます。

#### ⑤災害時の協力協定の締結

災害時における迅速かつ円滑な応急活動力や避難施設の確保を行うため、各関連機関等と協定を締結しています。

#### ⑥災害廃棄物処理における収集・運搬体制等の維持

風水害等に伴う災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制を維持し、生活環境の保全および公衆衛生の確保を図ります。

### ・施策8 健康への影響対策

#### <具体的な取組>

#### ①熱中症情報の普及啓発・注意喚起

広報紙や本区のホームページ、江戸バスへのポスター掲示等で熱中症の危険性や予防方法について注意喚起・普及啓発を行うとともに、ちゅうおう安全・安心メールにより、熱中症情報の配信を行っていきます。

#### ②感染症を媒介する生き物(蚊・ねずみ等)の発生抑制

感染症を媒介するねずみや蚊等の衛生害虫の駆除作業を実施するとともに、ねずみや衛生害虫が生息しにくい環境を整える防除に関する普及啓発を行います。

 …新規の取組  
 …拡充していく取組

 …二酸化炭素排出量の削減効果を算出する取組  
 …他の基本目標にまたがる横断的な取組

## ・施策9 区民生活・都市生活における対策

### <具体的な取組>

#### ①雨水浸透や雨水流出抑制の推進

局地的豪雨による河川や下水道への負担を軽減するため、雨水を地中に浸透させる構造を有する「車道透水性舗装」の整備を推進します。また、まちづくり基本条例に基づき、開発事業者に雨水貯留槽等の雨水流出抑制施設の整備を促します。

#### ②建築物の断熱化対策支援

区内の住宅・共同住宅および事業所に、屋上・屋根用高反射率塗料、窓用日射調整フィルム、窓用コーティング材を導入する際、導入費助成を行い、普及を図ります。

また、開発計画への反映事項として住宅および住宅以外の用途における断熱性能等の基準を定め、開発事業者に整備を促します。

さらに、公共施設の改修や改築の機会を捉えて屋上・壁面等の緑化を推進します。また、民間施設についても緑化の指導や費用助成等により、緑化の促進を図ります。

#### ③遮熱性舗装の整備

ヒートアイランド現象の緩和等を図るため、赤外線吸収による蓄熱を防ぎ、真夏の路面温度上昇を抑制する「遮熱性舗装」の整備を推進していきます。

#### ④緑を活用したクールスポットの形成

公園や緑道等に真夏の暑熱対策として、植栽とミスト等を組み合わせたクールスポットを整備します。

#### ⑤無電柱化の推進

災害時に電柱倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減しライフラインの安定供給を確保するなど、都市防災機能の強化等を図るため、電柱に添架している電線類を収納する「電線共同溝」の整備を行い、無電柱化を推進します。

## <各主体の取組>

### 区民の取組

- ・ 洪水ハザードマップにより水害のリスクを予め確認するとともに、備蓄や浸水対策等事前の備えをしておきましょう。
- ・ 熱中症を防ぐため、こまめな水分補給を心がけるなどの対策を行うほか、クールシェアスポットを活用しましょう。また、外出時は帽子をかぶる、日傘をさすなどしましょう。
- ・ 高反射率塗料や窓用日射調整フィルム、窓用コーティング材を導入するなどして、住宅の断熱性能を高めましょう。



### 事業者の取組

- ・ 洪水ハザードマップにより水害のリスクを予め確認するとともに、事業所の避難計画や備蓄等、事前の備えをしておきましょう。
- ・ 事業所へ雨水貯留槽等を設置し、雨水流出を抑制しましょう。
- ・ 高反射率塗料や窓用日射調整フィルム、窓用コーティング材を導入するなどして、事業所の断熱性能を高めましょう。
- ・ 事業所の屋上や壁面の緑化に努めましょう。
- ・ クールシェアスポットの設置に協力しましょう。



## 基本目標3 循環型社会

～限りある資源を大切にすまちづくり～



### ・施策 10 3Rに対する意識啓発

#### <具体的な取組>

##### ①情報発信・意識啓発の充実

広報紙やホームページ、各種パンフレットや環境保全に関する講座や講演会、環境イベント等の開催による区民・事業者が環境について学び・活動する機会を提供するとともに、意識啓発を図るための情報発信を行います。

##### ②子どもの頃からの意識啓発・清掃リサイクル学習

子どもの頃から環境に対する意識を高め、ごみ減量やリサイクルの習慣を身に付けられるよう、子どもを対象にした環境情報紙の発行や、保育園、幼稚園、小学校の各年齢に合わせた清掃リサイクル学習を実施していきます。

### ・施策 11 清掃・リサイクル事業の推進

#### <具体的な取組>

##### ①事業用大規模建築物・事業用建築物における排出指導

事業用大規模建築物(3,000㎡以上)、事業用建築物(1,000㎡以上3,000㎡未満)への立入検査や講習会、啓発冊子等さまざまな機会を捉えて分別方法の指導・助言を行うとともに、資源化に関する最新の情報を提供していきます。

##### ②小規模事業者に対する排出指導

区収集ごみに排出している小規模事業所(日量 50kg 未満)に対して、ごみ・資源の分別やごみ処理券の貼付等、適正排出の徹底を図るため、町会や事業者団体と連携した「ふれあい」指導の強化等、排出ルールの徹底に取り組んでいきます。

##### ③食品廃棄物の削減

飲食店をはじめ、区内の食品関連事業者(食品の卸売・小売・製造・加工・流通業者)等への保健所による立入検査や廃棄物管理責任者講習会、事業者向け冊子等さまざまな機会を捉えて、フードドライブや食べきり協力店制度の実施等による食品ロスの削減に取り組み、ごみの発生抑制を促進します。

##### ④資源回収方法の多様化

資源回収方法の多様化を図るため、地域における自主的なリサイクル活動である「集団回収」に対する支援や普及・啓発を行うとともに、小学校等身近な場所に資源を持ち寄る「拠点回収」の利用促進を図ります。さらに、パソコンを含む小型家電について、民間企業と連携した宅配回収を実施するなど、区民の利便性の向上も図ります。

##### ⑤燃やさないごみおよび粗大ごみの資源化

リサイクル率の向上とごみの減量化を図るため、収集した燃やさないごみおよび一部の粗大ごみのうち、蛍光管および金属類は原料として再利用するとともに、それ以外は固形燃料として利用しています。

## ⑥プラスチック製容器包装等の分別徹底の促進

プラスチック製容器包装等の分別については、冊子「ごみと資源の分け方・出し方」等の情報媒体を通じて周知を図っていますが、さらに回収量を向上していくために、区民が「さっと洗って分別する」行動をとれるように周知を促進し資源化を進めていきます。

## ⑦リサイクルハウスの運営

区内に2カ所設置されている、リサイクルハウスにおいて、不用品販売、不用品交換情報の掲示等を実施し、資源再使用への取組を促進していきます。

### <各主体の取組>

#### 区民の取組

- ・ 不要となった製品は、本区のリサイクルハウスや資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し再使用に努めましょう。
- ・ 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入・注文するように心がけましょう。
- ・ 購入した食品・食材を消費しきれよう保存を工夫し、消費しきれない未利用食品は、フードドライブへ寄付しましょう。
- ・ 分別や廃棄方法等、ごみの出し方についてのルールを守り、適正な処理に努めましょう。



#### 事業者の取組

- ・ 地域の環境保全活動へ参加・協力しましょう。
- ・ 飲食店は小盛りや小分けメニューの提供等により、「ちゅうおう食べきり協力店」へ登録し、食品ロスの削減に努めましょう。
- ・ 事業活動で発生する廃棄物を適正に回収・処理しましょう。



 …新規の取組  
 …拡充していく取組

 …二酸化炭素排出量の削減効果を算出する取組  
 …他の基本目標にまたがる横断的な取組

## (参考)

### 「中央区一般廃棄物処理基本計画 2021」の目標

計画期間: 令和3(2021)年度から令和 12(2030)年度(10 年間)

#### 家庭ごみの減量目標

令和12(2030)年度の家庭から排出される一人一日当たりのごみ量(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの合計)を、令和元(2019)年度比で16.8%削減します。

#### 事業系ごみの減量目標

##### (1) 事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率

令和12(2030)年度の事業用大規模建築物における再利用率を60%、事業用建築物における再利用率を45%に引き上げます。

##### (2) 事業系ごみの年間排出量(区収集事業系ごみ・持込ごみ)

令和12(2030)年度の事業系ごみの年間排出量(区収集事業系ごみ・持込ごみ)を、令和12(2030)年度比で24.2%削減します。



～地球への思いやりを未来に紡ぐまち 中央区～

## 中央区 一般廃棄物処理 基本計画 2021

令和3(2021)年3月

## 基本目標4 自然共生社会

～水とみどりにかこまれた豊かなまちづくり～



### ・施策12 水とみどりのネットワークの形成

#### <具体的な取組>

##### ①公園・児童遊園等の整備

老朽化が進んだ公園・児童遊園については、地域の特性やニーズ、自然環境等に配慮しながら改修整備を行います。また、複数の公園等で機能を分担・特化させるなど有効活用を図り、多様化するニーズに対応していきます。さらに、大規模開発や公共用地の活用等さまざまな機会を捉えて新たな公園・児童遊園の整備を進めます。

##### ②街路樹の整備

道路整備や再開発等に合わせ、高木・中低木を組み合わせた複層的な植栽や、地域の文化や歴史性等にも配慮した樹種選定により、快適で美しい街路環境の形成を図っていきます。

##### ③水辺環境の整備

誰もが快適に水辺の散策を楽しめる環境を整備するため、東京都による朝潮運河等の護岸基盤整備に合わせ、自然環境や周辺景観との調和にも配慮した水辺空間を創出していきます。また、水辺の回遊性を高めるため、遊歩道の連続化を図るとともに、大規模開発等の機会を捉え、水辺からの景観に配慮したまちづくりを促進し、にぎわいの創出を図ります。

##### ④銀座と築地をつなぐ新たなアメニティ空間の創出

首都高速道路都心環状線の築地川区間の更新に合わせて、沿道のまちづくりの機会等を捉えながら、掘割部の上部空間の活用を図ります。これにより、銀座と築地のまちをつなぐ、緑豊かで自然を感じる都心に開かれた緑化空間等、新たなアメニティ空間の創出を目指します。

 …新規の取組

 …拡充していく取組

 …二酸化炭素排出量の削減効果を算出する取組

 …他の基本目標にまたがる横断的な取組

## ・施策 13 緑化の促進

### <具体的な取組>

#### ①公共施設の緑化

多くの区民等が日常的に利用する公共施設について、都市緑化の先導的施設となるよう、積極的な緑化整備を行います。

#### ②民間施設の緑化促進

緑豊かな都市景観の形成を図るため、民間施設の緑化について、緑地確保に向けた指導や助成を行います。

#### ③緑化ボランティア活動の促進

区民や事業者による花壇の維持管理や地域住民等による公園の自主管理等、区民・事業者・地域と本区のパートナーシップを構築していきます。

## ・施策 14 生物多様性の保全(仮称)

### <具体的な取組>

#### ①「中央区の森」事業の推進(基本目標1 施策5① 再掲)

i. 森林保全活動の支援   

iv. 自然体験  

#### ②自然環境に関する調査(緑の実態調査、河川水質調査、水生生物調査)

区内の自然環境に関する調査を実施し、結果について広報紙やホームページにより幅広く周知します。また、水生生物調査の結果については、小学生向けの「川のいきもの観察会」を行うとともに、パンフレットを作成し、区内小中学校に配付することで、生物多様性に関する意識啓発を行っています。

#### ③生き物の生育に配慮した空間の整備

緑地や水辺等に生息する生物の移動経路や採餌環境等に配慮した整備を行います。

 …新規の取組  
 …拡充していく取組

 …二酸化炭素排出量の削減効果を算出する取組  
 …他の基本目標にまたがる横断的な取組

## <各主体の取組>

### 区民の取組

- ・ 庭やベランダ等の緑化に努めましょう。
- ・ 私有地の緑を適正に維持管理しましょう。
- ・ 区内の花壇や公園等の管理を行う緑化ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 区内の自然環境に関する調査結果を通して、本区の自然環境を知るとともに、生物多様性への理解を深めましょう。



### 事業者の取組

- ・ 再開発等に合わせ事業所の敷地や建物を緑化するなど、地域の緑の創出や保全活動に協力しましょう。
- ・ 事業所の敷地への植樹や壁面・屋上の緑化に努めましょう。
- ・ 事業所の敷地の緑を適正に維持管理しましょう。
- ・ 区内の花壇や公園等の管理を行う緑化ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 区の環境保全活動や生物多様性の保全に協力しましょう。



(参考)

「中央区緑の基本計画」の目標

計画期間: 令和元(2019)年度から令和 10(2028)年度(10 年間)

緑被率

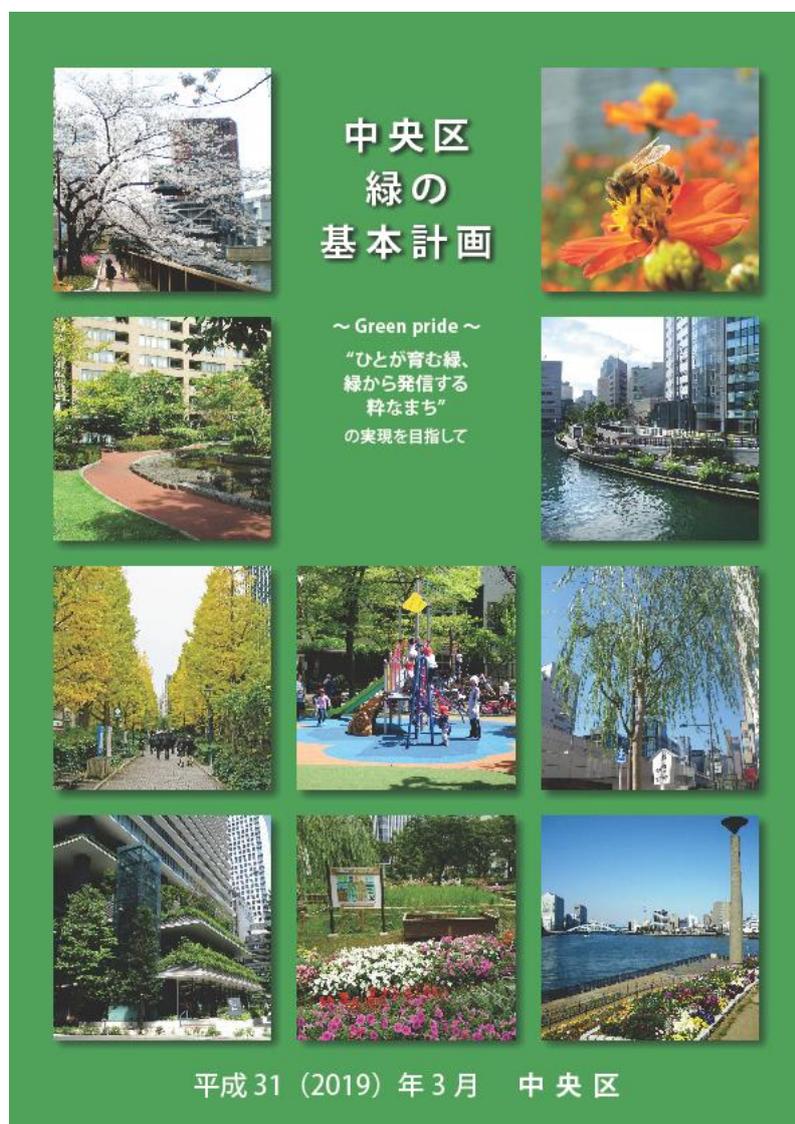
緑被率 13%を目指します。

屋上緑化

屋上緑化と壁面緑化の合計面積 15ha を目指します。

ボランティア

ボランティア参加人数 1,200 人を目指します。



## 基本目標5 安全安心な社会

～安心とやすらぎが実感できるまちづくり～



### ・ 施策 15 ヒートアイランド対策の推進

#### <具体的な取組>

##### ①建物の断熱化対策支援の推進

建物からの排熱が原因となって発生するヒートアイランド現象を緩和するため、高反射率塗料等高断熱材の導入費助成を充実していきます。

##### ②遮熱性舗装の整備(基本目標2 施策9③ 再掲) ⇄

ヒートアイランド現象の緩和に資する遮熱性舗装の整備を推進していきます。

##### ③公園・児童遊園等の整備(基本目標4 施策12① 再掲) 🌿 ⇄

##### ④街路樹の整備(基本目標4 施策12② 再掲) 🌿 ⇄

##### ⑤水辺環境の整備(基本目標4 施策12③ 再掲) 🌿 ⇄

##### ⑥公共施設の緑化(基本目標4 施策13① 再掲) 🌿 ⇄

##### ⑦民間施設の緑化促進(基本目標4 施策13② 再掲) 🌿 ⇄

### ・ 施策 16 生活環境の保全

#### <具体的な取組>

##### ①低騒音舗装の整備

道路交通騒音を低減するとともに、雨天時における水はね防止や運転者の視認性向上のため、低騒音舗装の整備を推進していきます。

##### ②車道透水性舗装の整備(基本目標2 施策9① 再掲※) ⇄

局地的集中豪雨による河川や下水道の負担を軽減し、地下水の涵養(かんよう)効果の向上を図るため、車道透水性舗装の整備を推進していきます。

※ 基本目標2施策9①から車道透水性舗装の整備に関する部分のみ再掲扱いとしています。

##### ③環境調査(自動車排出ガス、自動車騒音・道路交通振動等)の実施

自動車排出ガス、自動車騒音および道路交通振動等の実態を適切に把握するための調査を実施し、調査結果については、広報紙やホームページにより幅広く周知し、必要に応じて道路構造の改善や舗装等の措置を執ることを関係機関に要請します。

##### ④騒音等の発生源の抑制

事業所や工事等から発生する騒音、振動、悪臭等、近隣に影響のある事象に対し、関係法令遵守の徹底を求めるとともに、防止に向けた指導や現地調査・夜間パトロール等を実施し、区民の良好な生活環境の保全に努めます。

☀️…新規の取組  
👉…拡充していく取組

🌿…二酸化炭素排出量の削減効果を算出する取組  
⇄…他の基本目標にまたがる横断的な取組

## ・ 施策 17 大気環境の保全

### <具体的な取組>

#### ①電気自動車(EV)・燃料電池自動車(FCV)等の普及促進

EV・PHV・FCV車<sup>※</sup>の普及を一層推進するため、区庁有車においても積極的に導入を進めていきます。また、電気エコ(急速充電)スタンドや水素ステーションの周知を図るとともに、民間施設における電気自動車充電設備の整備を促進します。

※ EV・PHV・FCV車…走行時にCO<sub>2</sub>等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)のこと

#### ②エコドライブの普及促進

大気汚染物質やCO<sub>2</sub>の排出を削減するため、広報紙や懸垂幕の掲出による周知や事業者に対してアイドリング・ストップのステッカーを配布するなど、エコドライブを推奨していきます。

#### ③環境調査(大気)の実施

大気汚染の実態を適切に把握するため、本庁舎別館環境測定室において、6大気質<sup>※</sup>の常時測定を行い、調査結果については、広報紙やホームページにより幅広く周知していきます。また、光化学オキシダントについて、東京都から光化学オキシダント注意報等が発令された場合、防災無線等による注意喚起を行い、区民の健康被害の防止に努めます。

※ 6大気質…二氧化硫、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、一酸化窒素、二氧化窒素、光化学オキシダント

## ・ 施策 18 水環境の保全

### <具体的な取組>

#### ①環境調査(河川水質)の実施

河川における水質汚濁の傾向と環境基準の適合状況を把握するため、5河川・1運河<sup>※</sup>での調査を実施し、調査結果については、広報紙やホームページにより幅広く周知していきます。

※5河川・1運河…隅田川(中央大橋)、神田川(浅草橋)、日本橋川(日本橋)、亀島川(亀島橋)、築地川(大手門橋)および朝潮運河(黎明橋)

#### ②水生生物調査の実施

環境調査(河川水質)を補完し、河川や運河等の水生生物の生息状況を把握して水辺環境を総合的にとらえるため、5年に1度の水生生物調査を実施し、調査結果については、広報紙やホームページ、冊子により幅広く周知していきます。

## ・施策 19 環境美化の推進

### ＜具体的な取組＞

#### ①ポイ捨て防止対策の推進

区民・事業者と協力し、環境美化意識の向上を図っていきます。また、啓発員による巡回等を適宜行うとともに、ポイ捨て防止対策啓発物等を配布し、快適な歩行空間および清潔な地域環境を確保します。

#### ②まちのクリーン活動の促進

まちの美化を図り、良好な生活環境を確保するため、区民および事業所等の協力を得てまちの一斉清掃を行うクリーンデーを実施するとともに、自宅や事業所周辺を清掃するまちかどクリーンデー等の自主的なクリーン活動を促進していきます。

### ＜各主体の取組＞

#### 区民の取組

- ・ 自動車を購入する際は、EVやFCV等の低公害車を選択するよう努めましょう。
- ・ 自動車の運転の際は急発進・急停車やアイドリングをしない、 unnecessaryな荷物は載せないなど、エコドライブに努めましょう。
- ・ 本区が実施する環境調査(大気、河川水質や水生生物調査等)の結果を通して、本区の環境への理解を深めましょう。
- ・ 歩きたばこやポイ捨てをしないなどのマナーを守りましょう。
- ・ 本区の清掃活動へ積極的に参加し、環境美化に努めましょう。
- ・ 生活騒音の発生抑制に努めましょう。
- ・ 水の汚れのもととなる調理くず、お皿や器についた汚れは、なるべく流さないように工夫しましょう。



#### 事業者の取組

- ・ 事業用自動車を購入する際は、EVやFCV等の低公害車を選択するよう努めましょう。
- ・ 事業用自動車の運転の際は急発進・急停車やアイドリングをしない、 unnecessaryな荷物は載せないなど、エコドライブに努めましょう。
- ・ 自動車の走行ルートを改善し、走行距離を短縮するよう努めましょう。
- ・ 本区の清掃活動へ積極的に参加し、環境美化に努めましょう。
- ・ 騒音・振動・悪臭の発生防止に努めましょう。



## 基本目標6 学びと行動の輪(わ)

～みんなで環境活動に取り組むまちづくり～



### ・施策 20 環境保全意識の普及・啓発

#### <具体的な取組>

##### ①環境情報センターの運営

区民・事業者等の環境保全意識を高め、環境活動を促進するため、講演会や講座、環境イベントの開催等、環境について学び・活動する機会を提供していきます。

##### ②環境学習事業「檜原村自然体験ツアー」の実施

環境問題への理解・関心を高め、環境に配慮した行動に取り組むことにつなげるため、檜原村の豊かな自然資源を活用した森林保全活動や動植物の観察等の自然体験を通して、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等について楽しみながら学ぶ機会を提供します。

③「中央区の森」事業の推進(基本目標1 脱炭素社会 施策5① 再掲)   

④リサイクルハウスの運営(基本目標2 循環型社会 施策11⑦ 再掲)  

### ・施策 21 家庭・事業所における省エネルギー行動の促進

(基本目標1 脱炭素社会 施策1 再掲)

#### <具体的な取組>

①中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及促進   

②住宅など建築物のエネルギーの効率化   

③再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進   

 …新規の取組  
 …拡充していく取組

 …二酸化炭素排出量の削減効果を算出する取組  
 …他の基本目標にまたがる横断的な取組

## <各主体の取組>

### 区民の取組

- ・ 環境関係の講演会や講座、環境イベント等に積極的に参加し、日常的に取り組むことができる環境に配慮した行動を実践しましょう。
- ・ 「中央区の森」事業の自然体験活動に参加するなど、自然にふれあう機会を増やし、自然環境に興味関心を持つようにしましょう。



### 事業者の取組

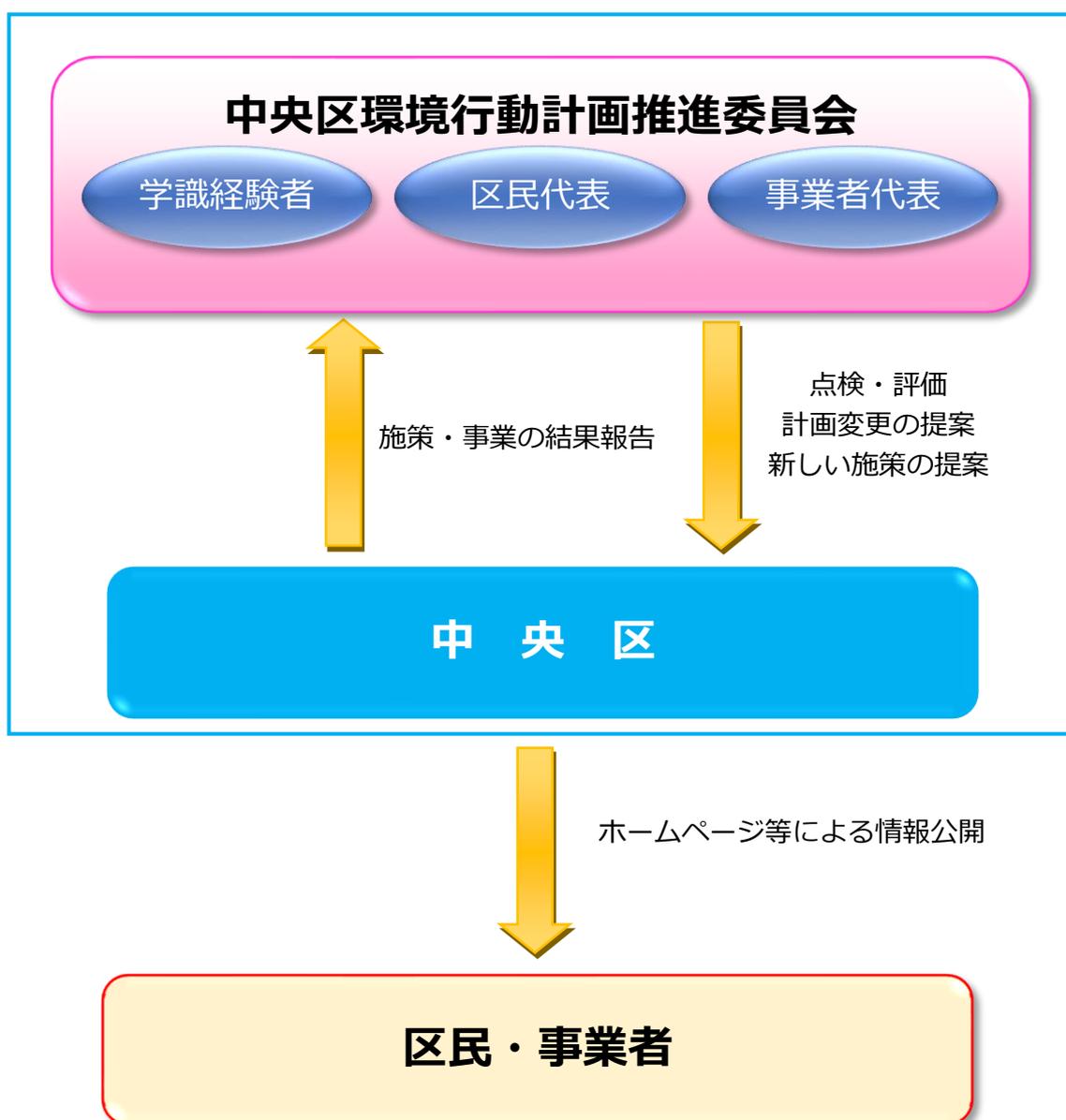
- ・ 職場での環境教育の推進に努めましょう。
- ・ 環境関係の講演会や講座、環境イベント等に積極的に参加しましょう。経営者は、社員がこれらの活動へ参加するよう勧めましょう。
- ・ 環境に配慮した活動の取組状況等を、ホームページやSNS、報告書等で公表・発信しましょう。



## 第5章 計画の進捗管理

### ◆ 5-1 推進体制

本計画を着実に推進し、実効性のある計画とするため、下図に示すように、学識経験者や区民、事業者で構成する「中央区環境行動計画推進委員会」を設置し、計画の進捗管理や評価等を行い、その結果については、区のホームページ等を通じて、区民・事業者に対して広く公表していきます。



## ◆ 5-2 進捗管理（PDCA サイクル）

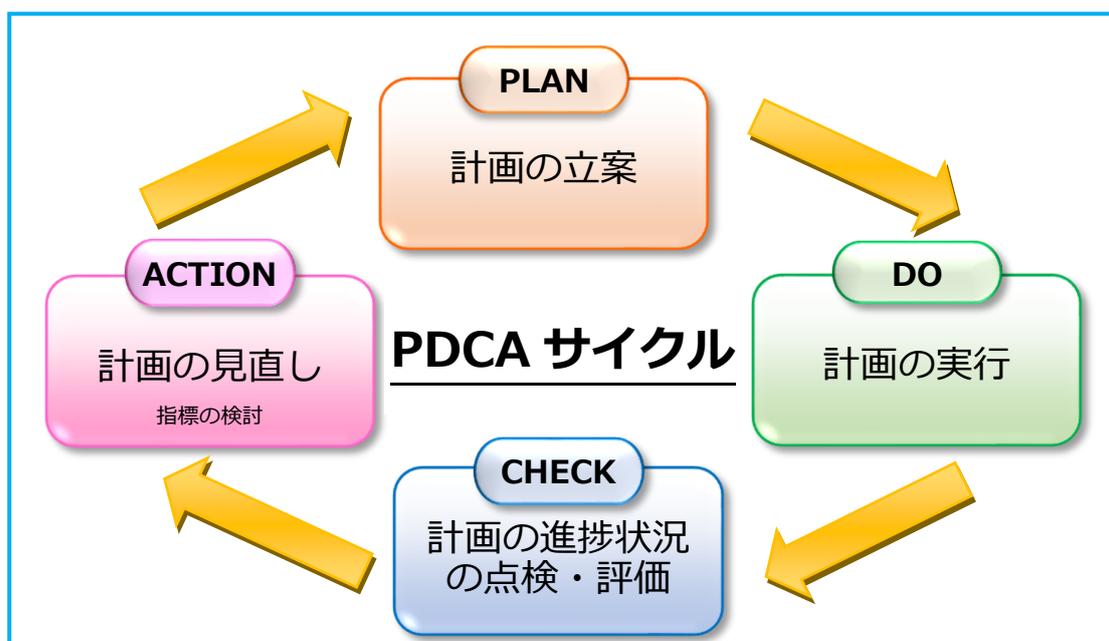
本計画を着実に推進し、実効性のある計画としていくため、「中央区環境行動計画推進委員会」において、下図に示すように、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、望ましい環境像の実現に向けた6つの基本目標について、定期的に進捗状況の点検・評価を行い、計画の変更や新たな施策の提案・実施等を含め、継続的に改善を図っていきます。

前期終了後には中間評価を実施するとともに、計画期間中であっても社会状況の変化に応じて、計画の見直しを行います。

また、進捗状況の点検・評価にあたっては、区の現況(大気・水質等の測定結果、ごみ量、温室効果ガス排出量等)や施策の実施状況に基づいて設定された指標を用いていきます。

なお、計画の進捗を管理していくなかで、より適切な指標の設定等を検討していきます。

※指標については、〇頁「第3章 3-3 指標」参照)



望ましい環境像の実現

(案)水とみどりにかこまれ 地球にやさしく  
未来につなぐまち ゼロカーボンシティ 中央区